



第2期神崎市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

神崎市

はじめに

第2期神崎市子ども子育て支援事業計画の策定にあたって

このたび、「神崎市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本計画は、平成27年度から始まった子ども・子育て新制度において、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進のもとに、自治体が地域の実情・実態に応じ、子育て支援事業の計画を立てることを義務付けたものであります。

近年、急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少は、本市にとっても例外ではなく、子どもたちを取り巻く環境に多くの影響を与えているのが現状です。保護者の就労の多様化、家族形態の変化により、子育てに対するさまざまな負担や悩みが出現するのに伴い、幼児教育・保育ニーズの多様化は今後も進んでいくことが本計画の中でも予測されています。

子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会の実現は、そのような需要に応じて、多様な社会資源や事業を組み合わせた支援の供給体制を整備していくことが求められております。そして「第2次神崎市総合計画」に掲げる「幸せつなごうかんざき」の実現に繋げることが、将来、子どもたちが大人になった時に、「暮らしたい」と感じるまちの姿でもあります。子育てに幸せと喜びを感じられるまちづくり、神崎市で育ってよかったと思えるまちづくりのために、本計画のもとに心の通った子育て支援を推進してまいります。

最後に本計画の策定に当たりまして、2年間熱心に討論を重ねられ、ご尽力いただきました「神崎市子ども・子育て会議」の委員の皆様、アンケートにご協力いただきました保護者の皆様、ご意見、ご提案をいただきました皆様、関係者の方々に感謝申し上げます。

今後とも市民の皆様には、子ども達の健やかな成長と、この計画が着実に推進できますよう、更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

神崎市長 松本 茂 幸

目 次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって	1
1 子ども・子育て支援事業計画の概要	1
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について	3
第2章 神埼市の現状と課題	7
1 子ども・子育てを取り巻く状況	7
2 子どもが交流できる施設	14
3 教育・保育施設の状況	15
4 地域子ども・子育て支援事業の状況	16
5 アンケート調査結果にみる本市の特徴	24
6 第1期計画の検証と評価等からみた第2期計画の主要課題	34
第3章 神埼市子ども・子育て支援の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本的視点	40
3 基本目標	40
4 計画の体系	42
第4章 主要施策の方向	44
第5章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	55
1 教育・保育の提供区域の設定	55
2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策	55
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	57
資 料 編	65
神埼市子ども・子育て会議条例	66
神埼市子ども・子育て会議委員名簿	68

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

(1) 計画策定の背景と趣旨

国においては、平成24年（2012年）に保育施設を多様化して保育給付の増大を目指す「子ども・子育て支援法」が制定されました。同法では、保育の給付・事業の需要見込量等を盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

本市においても、平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）を計画期間とする「神崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、神崎市の豊かな自然の保全、地域の歴史や文化の伝承、既存の施設等の社会資源の活用を通して、子どもと保護者、地域全体で心豊かに育ちあうまちづくりを進めてきました。

この間、一層の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加、子どもの貧困率の上昇、ひとり親家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

それに対応して、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化、さらには「新・放課後子ども総合プラン」の策定等、子育て支援を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となった更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

このような時代の流れを踏まえ、本市の子育て環境の魅力創出・向上のため、「地域共生社会の実現」の方向性と歩調を合わせ地域社会の支援を一層受けながら、第1期計画を引き継ぎ、さらに充実を図るため「第2期神崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取り組みをみんなで推進する国民運動計画「すこやか親子21（第2次）」（平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度））の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、本計画は、「神崎市総合計画」の個別計画として位置づけ、「神崎市地域福祉計画」「神崎市障がい者計画」「神崎市障がい福祉計画」「神崎市男女共同参画基本計画」「神崎市食育推進基本計画」等の各分野別計画とも整合性を図ります。

（３）計画の期間

本計画は、令和２年度（２０２０年度）から令和６年度（２０２４年度）までの５年間を計画期間としています。なお、毎年本計画の進捗状況を把握し、改善を図ります。

（４）計画の対象

本計画の対象は、すべての子ども（１８歳未満）とその家庭、地域、企業、関係機関等すべての個人及び団体となります。第１期計画と同様、これら市民と行政が連携しながら、子どもを生み育てやすいまちづくりを進めていきます。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の考え方について

日本における合計特殊出生率は、昭和50年（1975年）に2.0を下回って以来、低下傾向で推移し、近年では微増傾向にあったものの、再び低下傾向に転じ、平成30年（2018年）時点において1.42となっています。

子育てに関連する法律についてみると、平成17年（2005年）から10年間の時限立法であった次世代育成支援対策推進法が10年延長され、「次世代育成推進行動計画」については策定が任意化される一方で、平成24年（2012年）8月に制定された子ども・子育て関連3法により、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられ、新たなステージへと移行しました。

また、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定される等、子どもの貧困削減に向けた取り組みが今まで以上に求められています。

これらを踏まえた第2期計画策定にあたっての国の動向は以下のとおりです。

（1）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針（基本指針）の改正

■市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について、制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の事項について追記。

- ・
幼児教育・保育の質の向上に資するよう、①市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等、②都道府県は、幼稚園に関する事務に従事する指導主事の教育・保育に関する専門性の確保、幼児教育アドバイザーの確保及び幼児教育センターの体制整備に努めること。（第二の一関係）
- ・保護者の選択を保障する観点から、幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。（第三の二 2(二)(1)関係）
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児等の外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。また、事業者等は、運営等に当たり円滑な受入れに資するような配慮を行うことが望ましいこと。（第三の二 2(二)(1)関係）
- ・医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等について、市町村計画の作成に関する任意的記載事項に追加すること。（第三の三 2(三)関

係) ・障害児入所施設については、小規模グループケアの推進、身近な地域での支援の提供、本体施設の専門機能強化を進めることが「望ましい」とされていたものを、「必要である」に改めること。(第三の四 5 (四)関係) ・地域子ども・子育て支援事業についても、市町村支援第2期計画の中間年の見直しの要否の基準となること。(第三の六 3 関係)
■幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴い以下を追記。 ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保。(第三の二 4 関係)
■平成 28 年の児童福祉法改正等による社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正に関する事項についての見直し。 ・平成 28 年の児童福祉法等の改正、「都道府県社会的養育推進計画策定要領」(平成 30 年 7 月 6 日・厚生労働省子ども家庭局長通知)、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)等の反映(第三の三 2 (一)、四 5 (一)・(二)関係)
■新・放課後子ども総合プランを踏まえた市町村計画・都道府県計画の作成に関する事項について追記。(第三の一 6、別表第三の三関係)

(2) 次世代法に基づく行動計画策定指針の改正

「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画策定指針」の改正については、以下のとおりです。

○ 次世代育成支援対策推進法(以下「法」という。)に基づく「行動計画策定指針」(以下「指針」という。)については、平成 26 年(2014 年)11 月に告示し、平成 27 年(2015 年)4 月から適用。市町村及び都道府県については、この指針に即して、次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村等行動計画」という。)を策定することができることとされている。 ○ 法では、市町村等は、指針に即して、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等について、5 年ごとに市町村等行動計画を策定することができる。 ○ 指針では、市町村等は、「前期行動計画に係る必要な見直しを令和元年度(2019 年度)までに行った上で、令和 2 年度(2020 年度)から令和 6 年度(2024 年度)を期間とする後期行動計画を策定することが望ましい」とされており、今後、市町村等が後期行動計画を策定するに当たり、指針の見直しを行う。 ○ 新・放課後子ども総合プランの策定等、平成 27 年度(2015 年度)以降の関連施策の動向の反映を中心に改正作業を行い、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針(基本指針)の改正と同様のスケジュールで進める予定。

【次世代育成支援対策推進法の趣旨】

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進

（３）幼児教育・保育無償化の開始

①総論

- 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年(2017年)12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年(2018年)6月15日閣議決定）を踏まえ、令和元年（2019年）5月10日に「子ども・子育て支援法」が改正された。
- 幼児教育の無償化の趣旨等
 - ・ 令和元年（2019年）10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子供たちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換する。 幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置による少子化対策が重要となる。
 - ・ 現行の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象外である幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する。
 - ・ 就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化を進めていく。

②対象者・対象範囲等

- 幼稚園、保育所、認定こども園等
 - 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
- 幼稚園の預かり保育
 - 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額との差額である上限月額 1.13 万円までの範囲で無償化
 - 満3歳：住民税非課税世帯であり、保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の利用に加え、利用実態に応じて、認可保育所における利用料の全国平均額との差額である上限月額 1.63 万円までの範囲で無償化（※満3歳とは、満3歳になった後の最初の3月31日までの間にある児童）

○認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された、住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、全国平均額（月額 4.2 万円）までの利用料を無償化
- 認可外保育施設における質の確保・向上に向けて以下の取り組みを実施
 - ・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - ・市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置 ほか

③財源

○負担割合

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等 10/10

○財政措置等

- 初年度の取扱：初年度（令和元年度(2019 年度)）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目は全額国費で負担。認可外保育施設等の5年間（令和5年度(2023 年度)まで）の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。
- システム改修費：平成 30 年度（2018 年度）・平成 31 年度（2019 年度）予算を活用して対応

④就学前の障がい児の発達支援

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子ども達について、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障がい児入所施設及び医療型障がい児入所施設の利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

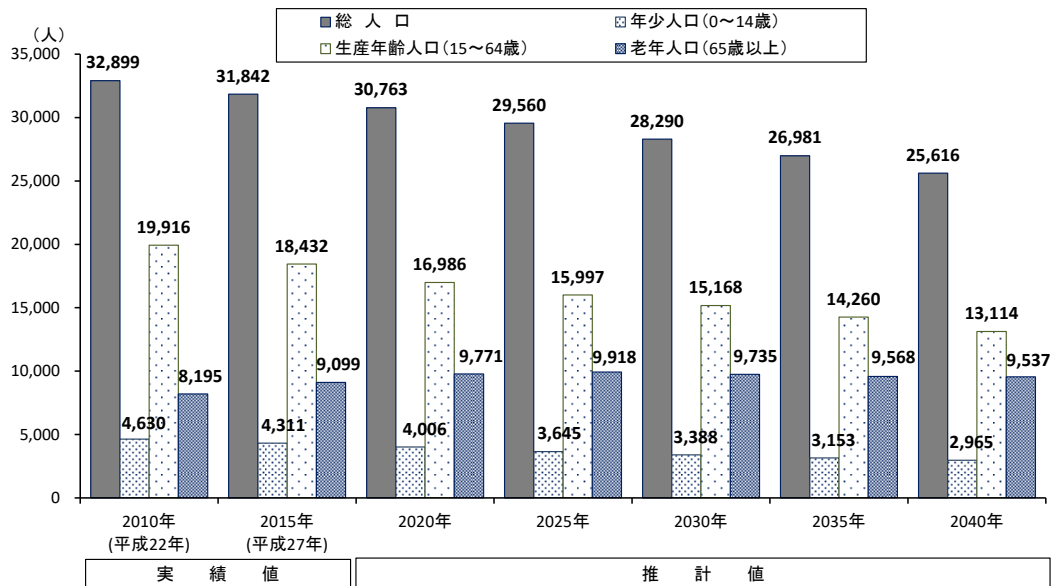
第2章 神埼市の現状と課題

1 子ども・子育てを取り巻く状況

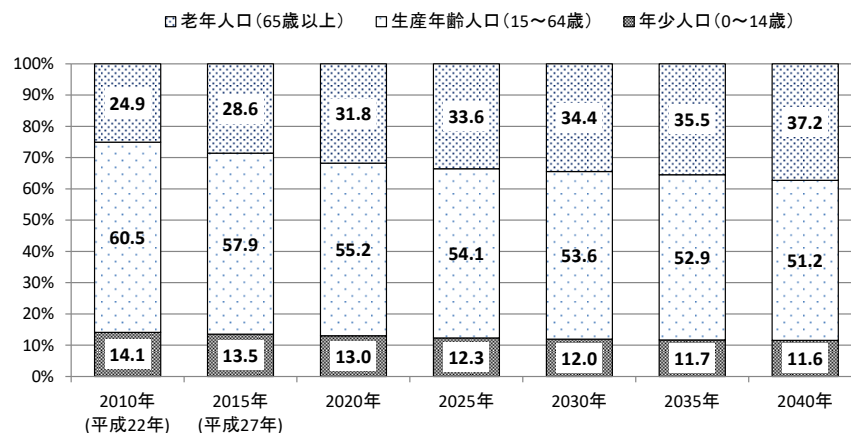
(1) 総人口・年齢区分別人口の推移と予測

- 本市の総人口は、平成27年（2015年）には31,842人で、その後は一貫して減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14歳以下の年少人口は、平成27年（2015年）には4,311人で、その後は一貫して減少すると推計されています。
- 令和22年（2040年）には高齢化率が37.2%になると推計されています。

■総人口・年齢区分別人口の推移と予測



資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

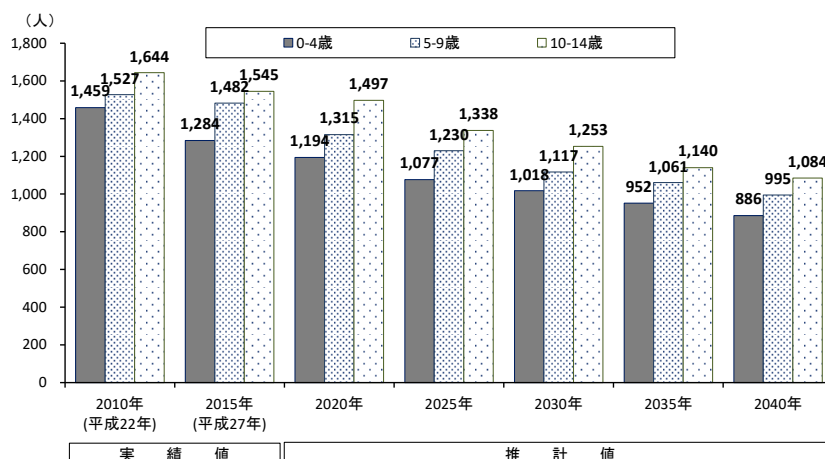


資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

(2) 子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 本市の平成27年(2015年)の0～4歳人口は1,284人、5～9歳人口は1,482人、10～14歳人口は1,545人ですが、3つの年代ともにその後は一貫して減少すると推計されています。

■14歳以下3区分別人口の推移と予測■

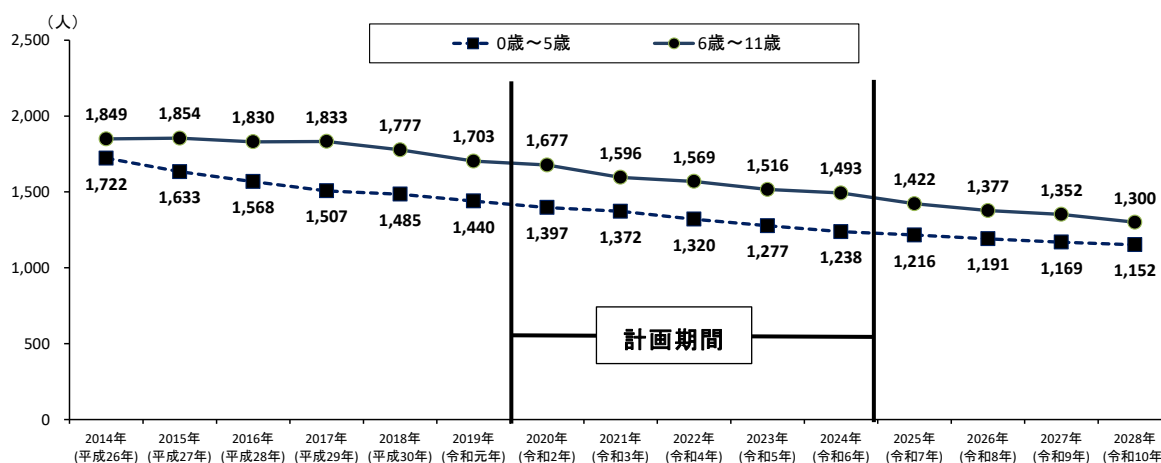


資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

(3) 11歳以下の子ども人数の推移

- 0から5歳、6～11歳の子ども的人数も、今後は、少しずつ、減少していくことが予想されます。

■11歳以下の子ども人数の推移■

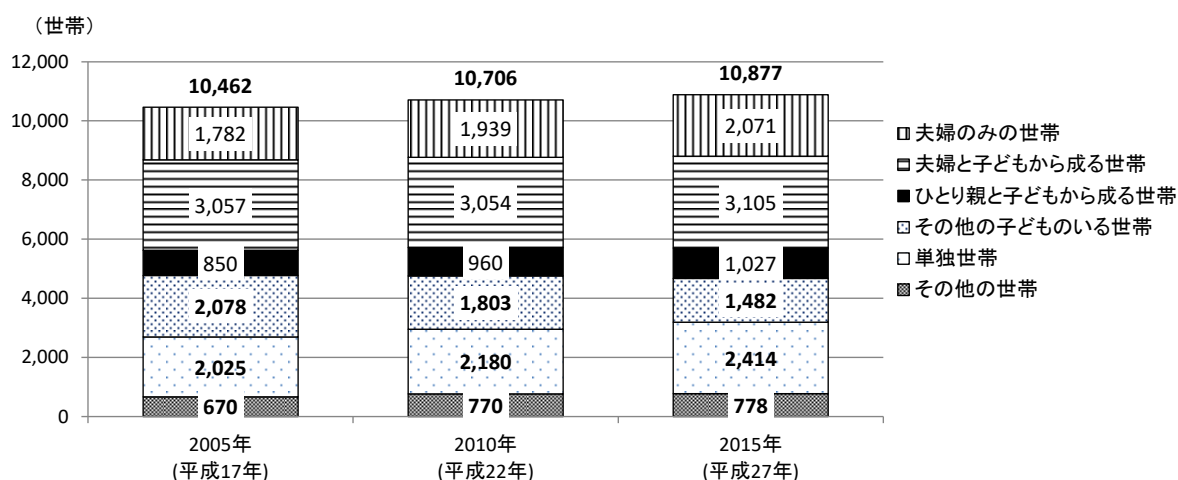


資料：平成26年から令和元年は住民基本台帳（各年4月1日）、令和2年以降は推計値

(4) 子どものいる世帯の推移

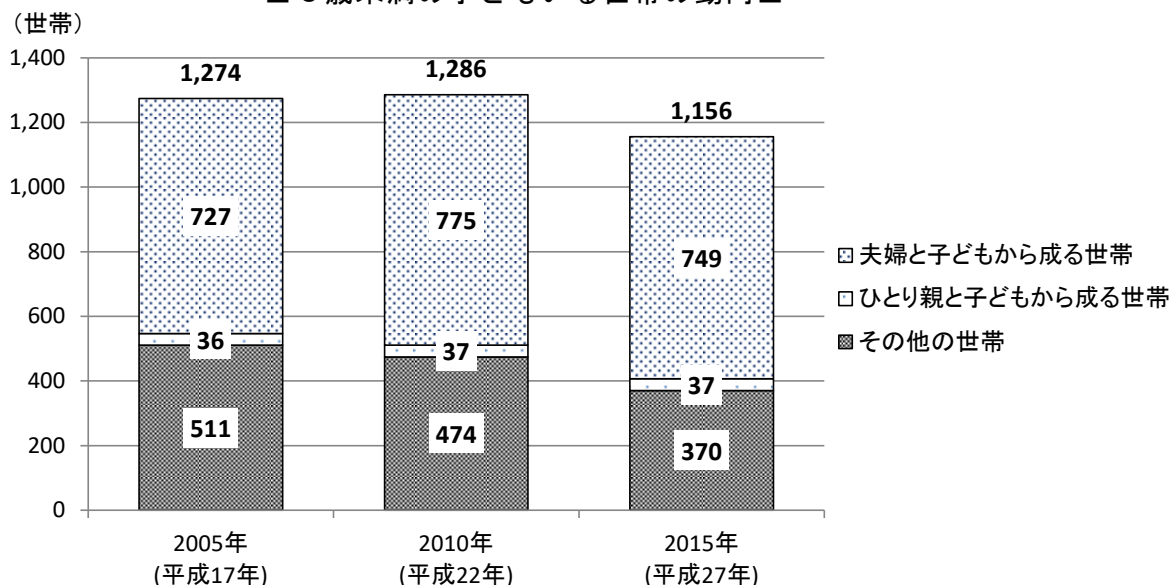
- 子どものいる世帯では、ひとり親世帯の増加と、その他の子どものいる世帯（3世代同居等の核家族以外世帯）の減少がみられ、今後、夫婦と子ども世帯、いわゆる核家族世帯での子育ての割合が増加するものと思われます。
- 子どものいる世帯での核家族の割合は、低くなっています。本市では、身近に、祖父母等の子育てを支援してくれる人のいる世帯が県全体に比べるとやや多いといえます。

■一般世帯における子どものいる世帯の動向■



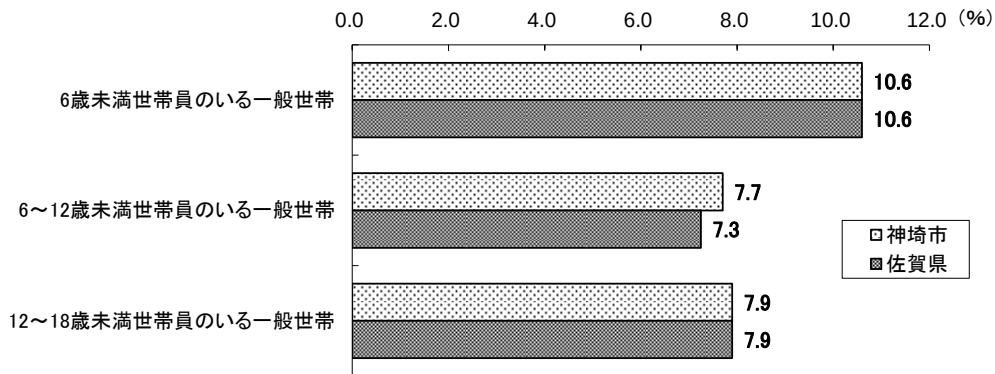
資料:2015 年までは国勢調査

■6歳未満の子どもいる世帯の動向■



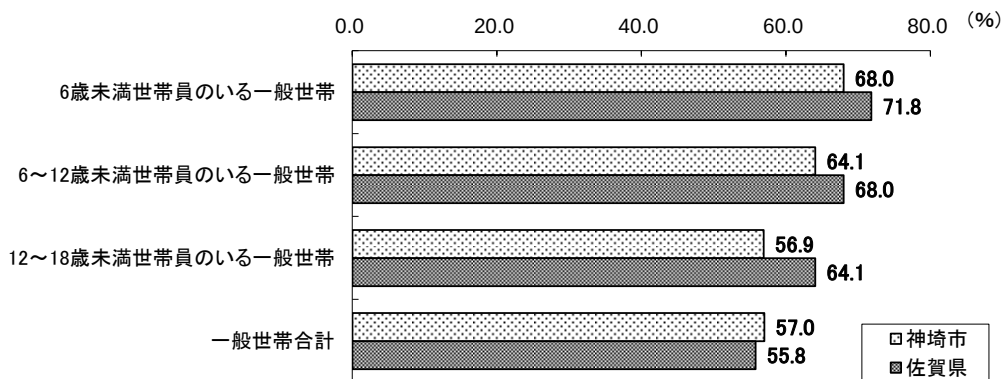
資料:2015 年までは国勢調査

■ 一般世帯に占める子どものいる世帯の割合 ■ (平成 27 年)



資料:2015 年までは国勢調査

■ 一般世帯合計と子どものいる世帯における核家族の占める割合 ■ (平成 27 年)

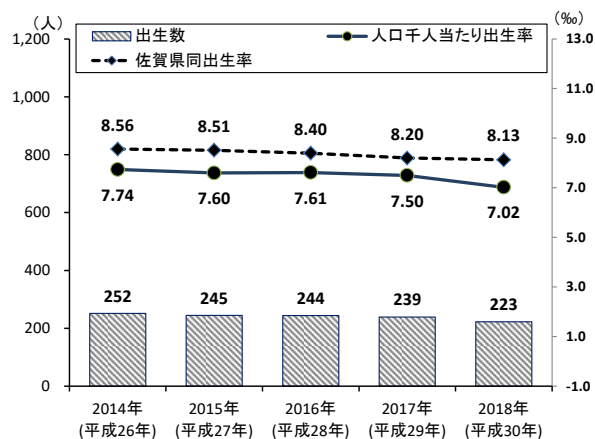


資料:2015 年までは国勢調査

(5) 出生数

- 本市の出生数は、平成 26 年（2014 年）の 252 人から平成 30 年（2018 年）の 223 人に一貫して減少しています。
- 人口千人当たり出生率は、平成 30 年（2018 年）は 7.02 %で各年ともに佐賀県に比べると低くなっています。

■ 出生数の推移 ■

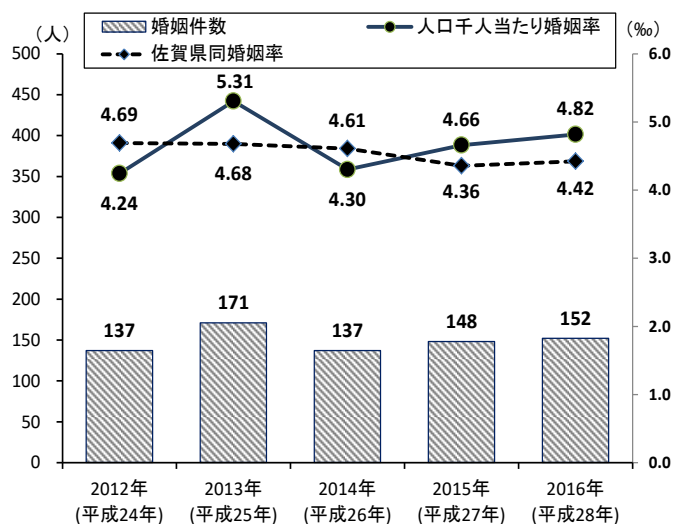


資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

(6) 婚姻件数・婚姻率

- 本市の婚姻件数は、平成 25 年（2013 年）の 171 件がピークで、平成 28 年（2016 年）は 152 件となっています。
- 人口千人当たり婚姻率は、平成 25 年（2013 年）の 5.31‰がピークで、平成 28 年（2016 年）は 4.82‰となっています。佐賀県とほぼ同様の推移となっています。

■ 婚姻件数・結婚率の推移 ■

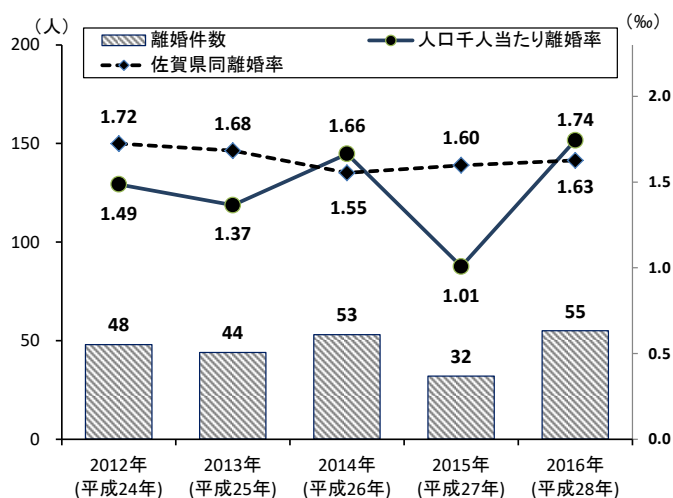


資料:佐賀県保健統計

(7) 離婚件数・離婚率

- 本市の離婚件数は、おおむね 50 件前後で推移しています。
- 人口千人当たり離婚率は、1.0‰～1.7‰で推移しており、平成 28 年度（2016 年）は佐賀県と同程度です。

■ 離婚件数・離婚率の推移 ■

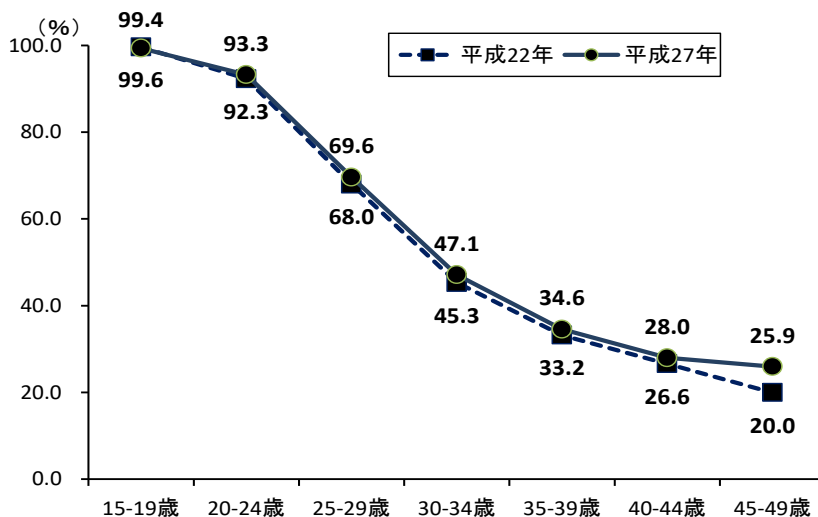


資料:佐賀県保健統計

(8) 男性未婚率

●本市の男性未婚率は、平成 22 年（2010 年）では 20-24 歳で 92.3%ですが、45-49 歳では 20.0%となっています。平成 27 年（2015 年）では 20-24 歳で 93.3%ですが、45-49 歳では 25.9%となっています。

■ 男性未婚率の推移 ■

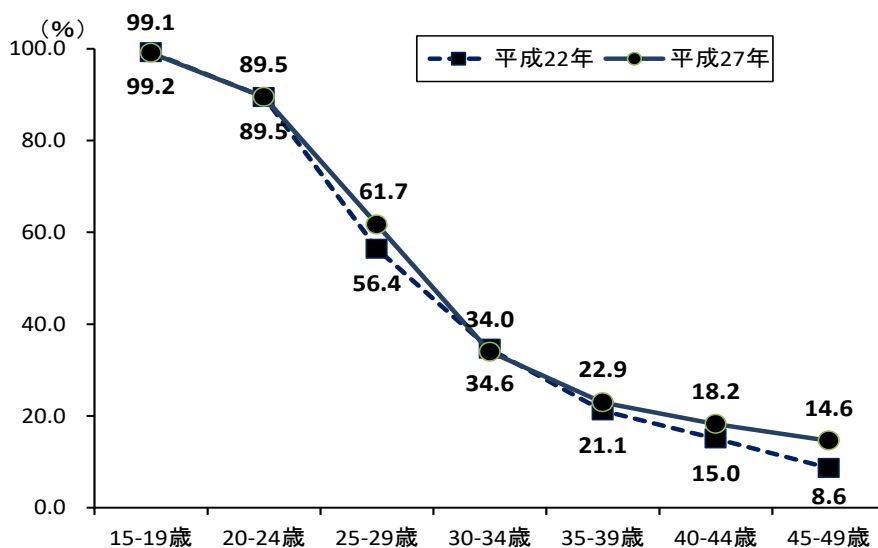


資料:国勢調査

(9) 女性未婚率

●本市の女性未婚率は、平成 22 年（2010 年）では 20-24 歳で 89.5%ですが、45-49 歳では 8.6%となっています。平成 27 年（2015 年）では 20-24 歳で 89.5%ですが、45-49 歳では 14.6%となっています。

■ 女性未婚率の推移 ■

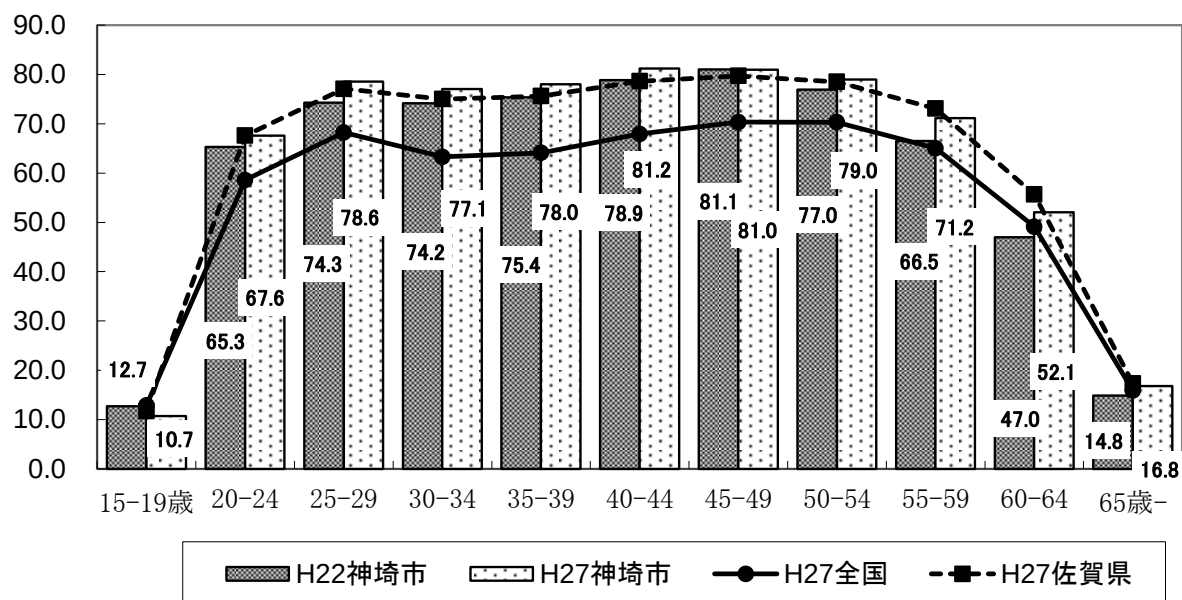


資料:国勢調査

(10) 女性の就労状況

●本市の女性就労率は、平成 22 年からの 5 年間で 20 歳以上はいずれも増加しています。

■女性の就労状況■



資料:国勢調査

2 子どもが交流できる施設

子どもは遊びや仲間との触れ合いの中で、ともに育ちます。子どもたちが安全に、安心して、自由に遊ぶことのできる空間・施設の確保が重要です。

本市では、子どもたちが集え、遊び、交流できる空間・施設として次のようなものをはじめ身近な地区公園などがあります。

【公園及び児童遊園】（公園に限らず、遊び場所となるような場所や施設）

公園名称	所在地	主な施設と遊具の有無
長崎街道門前広場	神埼町神埼 444	芝生広場、シェルター、トイレ
日の隈公園	神埼町尾崎 1353-2	多目的広場、グラウンド、トイレ、遊具有
神埼中央公園	神埼町鶴 3515	グラウンド、テニスコート、トイレ、遊具有
仁比山公園	神埼町城原 3709	遊歩道、キャンプ場、トイレ、遊具有
横武クリーク公園	神埼町横武 205-1	葦辺の館
王仁博士顕彰公園	神埼町志波屋 813-6	多目的交流館、情報交流館、芝生広場、トイレ
次郎の森公園	千代田町渡瀬 1606	遊具有
城原川親水公園	千代田町直島 489-1	ふれあい広場、自然散策路
直島クリーク公園	千代田町直島 535-1	城跡、散策道、休憩所、トイレ
筑後川運動公園	千代田町迎島 2765	野球場、ソフトボール場、多目的広場
高取山公園	脊振町広滝 1472	多目的広場、テニスコート、遊具有、トイレ（おむつ替え設備有）
久保山ロッジ	脊振町服巻 2520-17	ロッジ、トイレ

【子育て支援施設】

施設・組織名称	所在地	施設の目的
子育て世代包括支援センター	神埼町鶴 3456-5	子育てに関する総合相談窓口を設置し、ワンストップサービスの提供を行います。
地域子育て支援センター ひだまりの会	千代田町直島 57-1	子育て家庭に対する育児相談、遊び場の提供等を行うことにより、子育て環境の充実を図ります。
市立図書館	神埼町鶴 3388-5	本に親しむことにより、知識の向上を図ります。
市立図書館千代田分館	千代田町直島 166-1	
市立図書館脊振分館	脊振町広滝 593-3	

3 教育・保育施設の状況

- 在籍児童数は減少傾向にありましたが、平成 31 年度（2019 年度）は、保育園、認定こども園が 824 人、幼稚園が 169 人、合計 993 人となっており、平成 30 年度（2018 年度）からやや増えています。
- 平成 31 年度（2019 年度）の保育園、認定こども園の在籍児童数を年齢別にみると、0 歳児は 40 人、1～2 歳が 307 人、3～5 歳が 646 人となっています。

■ 在籍児童数の推移 ■（各年度とも 4 月 1 日現在）

保育園、認定こども園（保育部）

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
仁比山保育園（市立）	70	74	84	88	77
西郷保育園（市立）	93	83	77	74	82
ちよだ保育園（市立）	144	145	142	140	138
せふり保育園（市立）	27	24	25	30	30
神埼双葉園（私立）	88	82	84	83	87
小桜こども園（私立）	124	118	107	124	123
神埼保育園（私立）	85	88	82	75	69
ちとせ保育園（私立）	72	74	69	64	72
サールナートこども園（私立）	58	59	53	67	81
神埼こども園（私立）	68	68	80	64	65
合 計	829	815	803	809	824

認定こども園（幼稚園部）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
神埼こども園（私立）	205	186	124	126	109
サールナートこども園（私立）	65	46	49	35	38
神埼双葉園（私立）			15	13	14
小桜こども園（私立）					8
合 計	270	232	188	174	169

保育園＋認定こども園

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
合 計	1,099	1,047	991	983	993

■ 年齢別在籍児童数 ■（平成 31 年（2019 年）4 月 1 日現在）

保育園、認定こども園

（単位：人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	定員
仁比山保育園（市立）	2	12	18	18	11	16	77	100
西郷保育園（市立）	4	12	16	17	18	15	82	90
ちよだ保育園（市立）	7	17	24	30	32	28	138	150
せふり保育園（市立）	1	7	4	8	4	6	30	35
神埼双葉園（私立）	5	12	16	23	23	22	101	115
小桜こども園（私立）	6	24	24	24	23	30	131	135
神埼保育園（私立）	3	14	17	15	11	9	69	90
ちとせ保育園（私立）	4	12	15	13	11	17	72	70
サールナートこども園（私立）	4	15	21	28	23	28	119	135
神埼こども園（私立）	4	11	16	40	48	55	174	300
合 計	40	136	171	216	204	226	993	1,220

4 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の 13 事業を実施することになっています。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、 そのほか要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦子育て相互支援（ファミリー・サポート・センター）事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪放課後児童健全育成事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

① 利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、保健、その他の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

神埼市の取組状況

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	5か所

子育て支援センターに加え、平成31年度からは子育て世代包括支援センターを設置

したことにより2か所が「基本型」、福祉課窓口の1か所が「特定型」、保健センターの2か所が「母子保健型」の3類型で実施しています。

② 地域子育て支援拠点事業

事業内容

子育て支援センターや公共施設等の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います。

神埼市の取組状況

■平成 31 年度（2019 年度）実施内容■

名称	実施場所	子育て相談	実施事業
地域子育て支援センター	千代田町保健センター内	午前9時～午後4時まで (土・日・祝日を除く)	ひだまりの会 ママサロン（子育てサロン、ひだまり広場）

実績

延べ利用人数	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ひだまりの会	2,209 人	2,818 人	2,760 人	2,211 人	2,273 人
ママサロン	242 人	1,379 人	1,650 人	4,062 人	3,802 人

※平成 29 年度よりママサロンが子育てサロン、ひだまり広場に名称変更し週 1 回の開催が週 4 回の開催となったため利用人数が増加した。

ひだまりの会・・・親子触れ合い遊び等の実施（木曜日/月4回）

ママサロン（子育てサロン、ひだまり広場）

・・・子育て中の保護者のリフレッシュを目的に開催（月、火、水、金曜日）

③ 妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため妊婦健診を行います。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回

◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回

◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

神埼市の取組状況

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診件数 (件)	2,852 件	2,760 件	2,736 件	2,668 件	2,516 件

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握、子育て支援に関する情報提供を行います。

神埼市の取組状況

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問件数	236 件	198 件	194 件	251 件	184 件

⑤ 養育支援訪問事業・そのほか要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）を行います。

【そのほか要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るための取り組みに対する支援を行います。

神埼市の取組状況

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ訪問回数	11 回	13 回	49 回	38 回	26 回
ケース事例件数	11 件	13 件	9 件	38 件	26 件

※平成 28 年度（2016 年度）は、訪問に行っていた方の出産が相次いだため訪問回数が増加した。

⑥ 子育て短期支援事業

事業内容

【子育て短期支援（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

神埼市の取組状況

【利用料】

利用者の世帯区分	1人1日当たりの利用料金	
	2歳未満児	2歳以上児
市町村民税課税世帯	日額 5,350円	日額 2,750円
市町村民税非課税世帯	日額 1,100円	日額 1,000円
市町村民税非課税世帯で母子・父子家庭	日額 無 料	日額 無 料
生活保護世帯	日額 無 料	日額 無 料

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	0人	2人	4人	2人	2人

⑦ 子育て相互支援（ファミリー・サポート・センター）事業

事業内容

乳幼児や小学生等の児童の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けるこ

とを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

神埼市の取組状況

- 利用対象者 生後6か月～小学校6年生まで
- 開設時間（月曜日～金曜日） 午前9時から午後4時まで
- 利用料金（1時間あたり）

◆通常時間（午前7時～午後8時）	600 円
◆早朝・夜間（上記以外）	700 円
◆土・日・祝日	700 円
◆病後児保育（軽度に限る）	700 円

※兄弟姉妹等、複数の子どもを預かる場合、2人目からは半額になります。

※神崎市より1時間あたり200円の助成金があります。

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	1,021 人	1,198 人	1,370 人	967 人	875 人

⑧ 一時預かり事業

事業内容

保護者の就労形態の多様化及び保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、保育が困難となる児童に対して行う事業です。

神崎市の取組状況

- 利用対象者 育児疲れの解消や緊急時の保育等、一時的に家庭での育児が困難となった児童
- 利用時間（月曜日～金曜日） 午前8時30分から午後5時まで
（土曜日） 午前8時30分から午前12時まで
（日曜日・祝日・年末年始は休み）
- 利用料金（1日あたり）
 - ◆3歳未満児 1,800 円（半日 900 円）
 - ◆3歳以上児 1,600 円（半日 800 円）

【実施施設】

名 称	所 在 地
せふり保育園	脊振町広滝 594-5
小桜こども園	神崎町本堀 2565-1
神崎双葉園	神崎町田道ヶ里 2245
神崎保育園	神崎町田道ヶ里 2575
西郷保育園	神崎町横武 805-1
仁比山保育園	神崎町城原 3137
ちとせ保育園	千代田町渡瀬 2061-1

ちよだ保育園	千代田町境原 8
--------	----------

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用児童数	755.0 人	723.5 人	615.0 人	775.5 人	588.5 人

⑨ 延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行います。

神埼市の取組状況

- 実施施設 市内全保育園
- 利用時間・料金 午後6時から午後7時まで（延長保育料：2,000 円）

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用人数	9,565 人	10,572 人	9,468 人	8,972 人	10,336 人

⑩ 病児・病後児保育事業

事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期等で、集団保育が困難な児童を一時的に医療機関において保育を行います。

神埼市の取組状況

- 利用時間（月曜日～金曜日） 午前8時から午後6時まで
（土曜日） 午前8時から午後1時まで
（日曜日・祝日・年末年始は休み）
- 利用料金 1日 1,500円＋診察料
 半日 750円＋診察料

【実施施設】

名 称	所 在 地
おおたゆうこ小児科 「かるがものへや」	佐賀市木原2丁目23-1
橋野こどもクリニック 「ぞうさん保育室」	佐賀市高木瀬東4丁目14-3

【実績】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用児童数	28 人	35 人	82 人	100 人	123 人

⑪ 放課後児童健全育成事業

事業内容

保護者が働いている等の理由で、昼間家に保護者等のいない児童をあずかり、遊びを中心とした指導を通じて児童の安全と健全育成を図るため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を開設し、一体的な活用をしています。

神埼市の取組状況

◎放課後児童クラブ

○利用対象者 小学 1 年生から 6 年生まで

○利用料金（※おやつ代等が別途必要です）

平 日	2,000 円/月	土曜日	1,000 円/月
春休み	1,000 円（4/1～5）	夏休み	4,000 円
冬休み	1,000 円	学年末休み	1,000 円（3/25～31）

【実施施設】

名 称	実施場所	開所曜日・時間	定 員
新樹クラブ	神埼小学校	平 日 14：00～18：00 土曜日 7：00～18：00 長期休業 7：00～18：00	60 人程度
せんだんクラブ	神埼小学校	平 日 14：00～18：00 長期休業 7：00～18：00	60 人程度
若菜クラブ	西郷小学校	平 日 14：00～18：00 長期休業 7：00～18：00	90 人程度
山王クラブ	仁比山小学校	平 日 14：00～18：00 長期休業 7：00～18：00	90 人程度
じろうクラブ	千代田東部小学校	平 日 14：00～18：00 土曜日 7：00～18：00 長期休業 7：00～18：00	40 人程度
じょうばるクラブ	千代田中部小学校	平 日 14：00～18：00 長期休業 7：00～18：00	50 人程度
ひしのみクラブ	千代田西部小学校	平 日 14：00～18：00 長期休業 7：00～18：00	50 人程度
脊振児童クラブ	脊振小学校	平 日 14：00～18：00 長期休業 7：00～18：00	30 人程度

※延長の場合は、18時30分まで実施

◎放課後子供教室（ドリームパーク）

○利用対象者 小学1年生から6年生まで

○利用料金 前期、後期各 1,200 円

【実施施設】 市内各小学校の教室、体育館等

【実績】

放課後児童クラブ

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用児童数	370 人	380 人	406 人	401 人	417 人

放課後子供教室（ドリームパーク）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用児童数	399 人	413 人	419 人	389 人	344 人

5 アンケート調査結果にみる本市の特徴

（１）調査の概要

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1. 調査対象者と抽出方法	市内に居住する管内認可保育施設を利用する全世帯の保護者及び子育て支援センターを利用する保護者を対象として、832 世帯を抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。	市内に居住する小学生のいる全世帯の保護者を対象者とし、1,247 世帯を抽出しました。 なお、対象となる児童が2人以上いる場合は、年齢の低い児童を対象としました。
2. 調査方法	保育園、認定こども園、子育て支援センターへ配付・回収	小学校へ配付・回収
3. 調査期間	令和元年（2019 年）6 月	令和元年（2019 年）6 月
4. 回収状況	配布数 832 回収数 702 回収率 84.38 %	発送数 1,247 回収数 1,015 回収率 81.40 %

（２）主な調査結果

①保護者の就労について

《母親の就労状況》

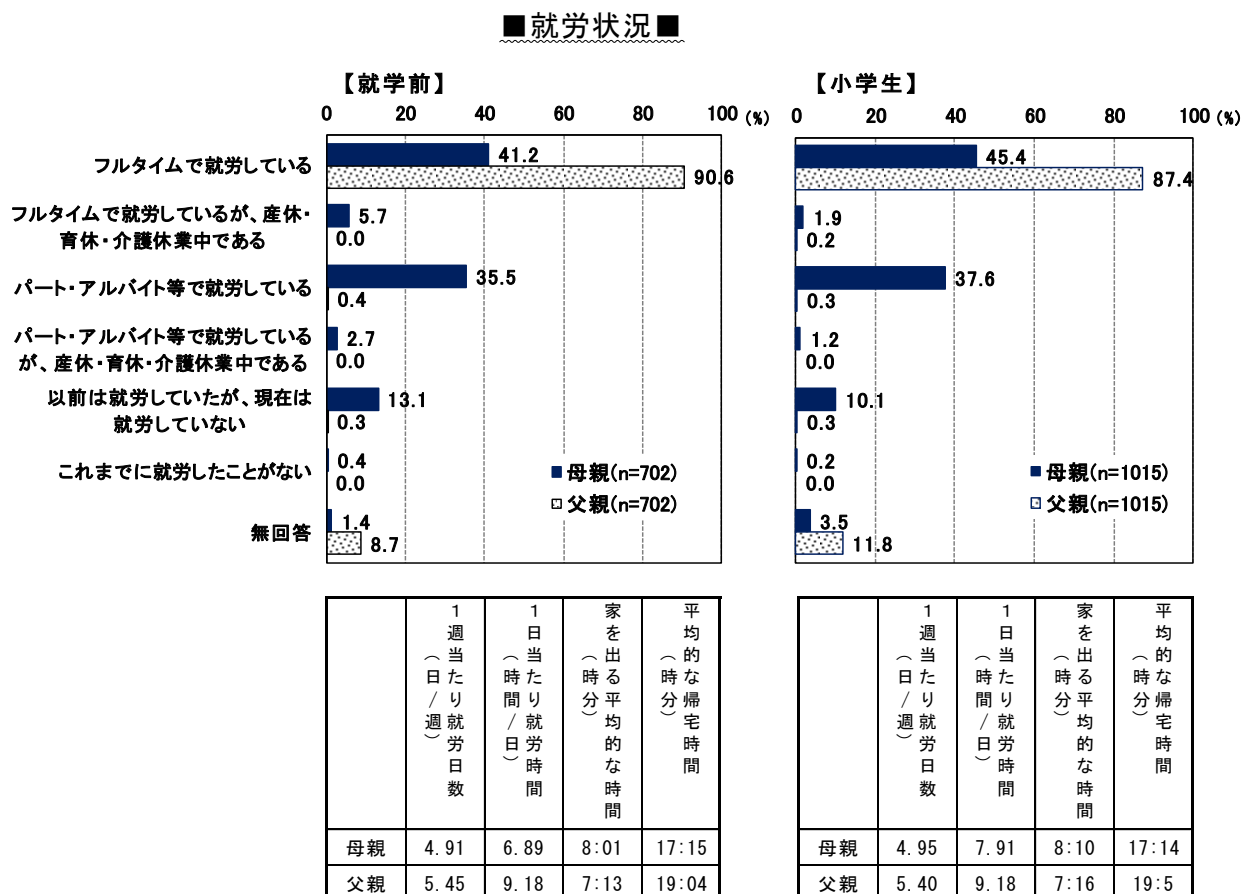
「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）」は、就学前では 46.9%、小学生では 47.3%です。

「パート・アルバイト等で就労している」は、就学前では 35.5%、小学生では 37.6%です。

「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、就学前では 13.1%ですが、小学生では 10.1%とやや少なくなっています。

《父親の就労状況》

「フルタイムで就労している」が、就学前、小学生とも圧倒的に多くなっています。



《パートタイム・アルバイトからフルタイムへの転換希望》

パート・アルバイトをしている母親について、パートタイム・アルバイトからフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が、就学前で 49.6%、小学生で 56.1%と半数を超え、最も多くなっています。

このように、半数以上は現状のパート・アルバイトを望んでいます。また、フルタイムへの転換希望のある人も少なくありませんが、確実に転換できる見込みのある人はそれほど多くありません。

《現在就労していない人の就労意向》

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は、就学前で 38.9%、小学生で 28.6%となっています。

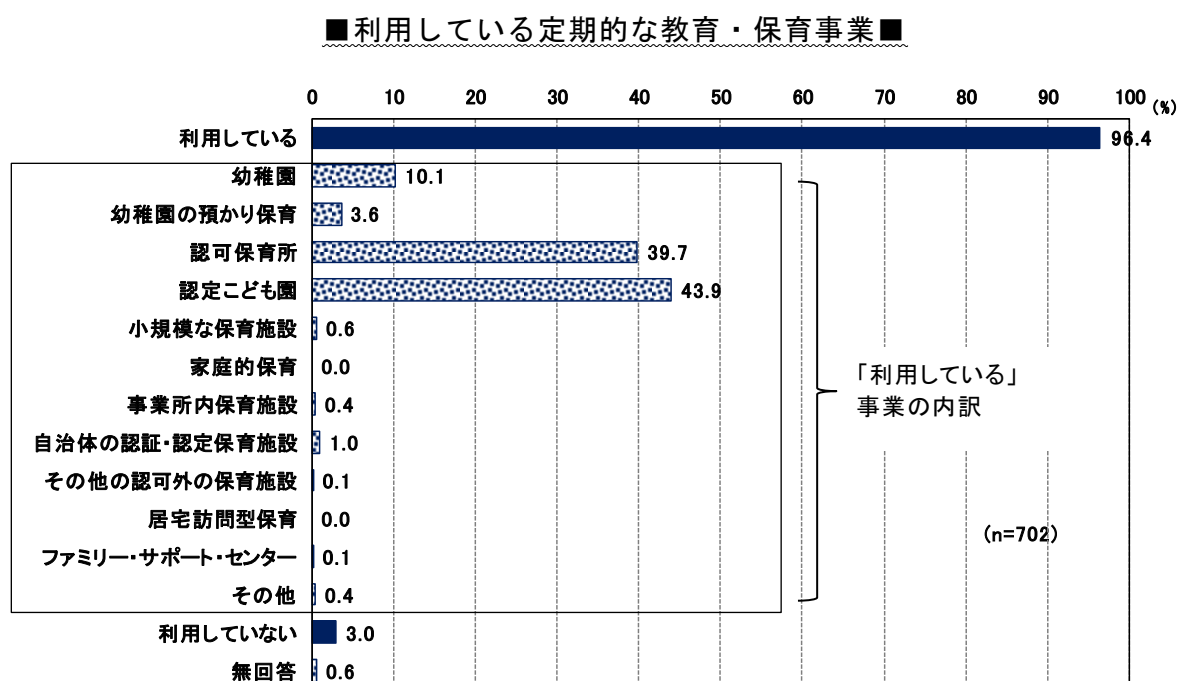
また、母親の希望する就労形態をみると、「フルタイム」は少なく、「パートタイム、アルバイト等」が圧倒的に多くなっています。

②平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向(就学前)

《利用している定期的な教育・保育事業》

現在、幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育事業」を利用しているのは、96.4%です。その内訳としては、「認定こども園」が43.9%と最も多くなっています。次いで「認可保育所」が39.7%、「幼稚園」が10.1%となっています。

年齢別にみると、0歳の利用率は79.3%ですが、1歳では95.8%に急増し、2歳では96.5%まで増加しています。



《今後、利用したい定期的な教育・保育事業》

今後、利用したい定期的な教育・保育事業としては、「認定こども園」が51.3%（現在43.9%）が最も多くなっています。次いで「認可保育所」が49.3%（現在39.7%）、「幼稚園」が14.1%（現在10.1%）となっています。

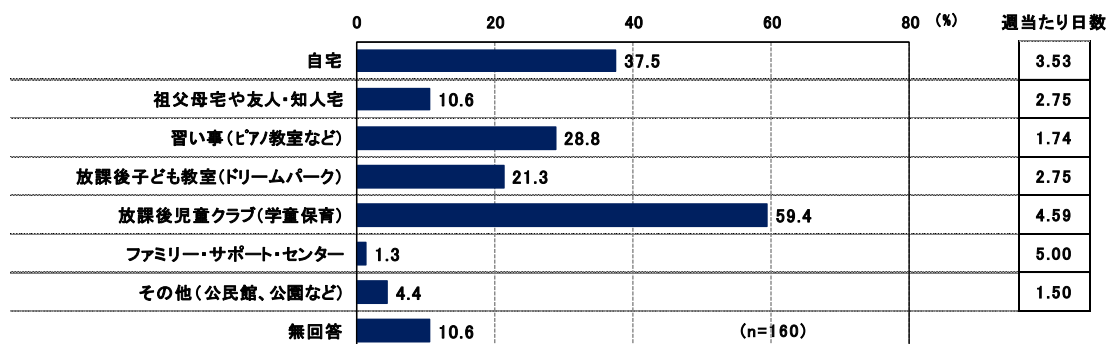
③放課後の過ごし方（就学前）

《低学年》

就学前児童が小学校就学後、小学校低学年（1～3年生）の時の放課後（平日の小学終了後）の時間帯の過ごさせ方についてみると、「放課後児童クラブ（学童保育）」が59.4%と最も多く、週当たり平均日数は4.59日、終了時間は17時39分となっています。次いで「自宅」が37.5%、週当たり日数は3.53日となっています。

3番目には、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」が28.8%、週当たり1.74日となっています。

■ 小学校低学年（１～３年生）時の放課後の過ごし方 ■



■ 終了時間

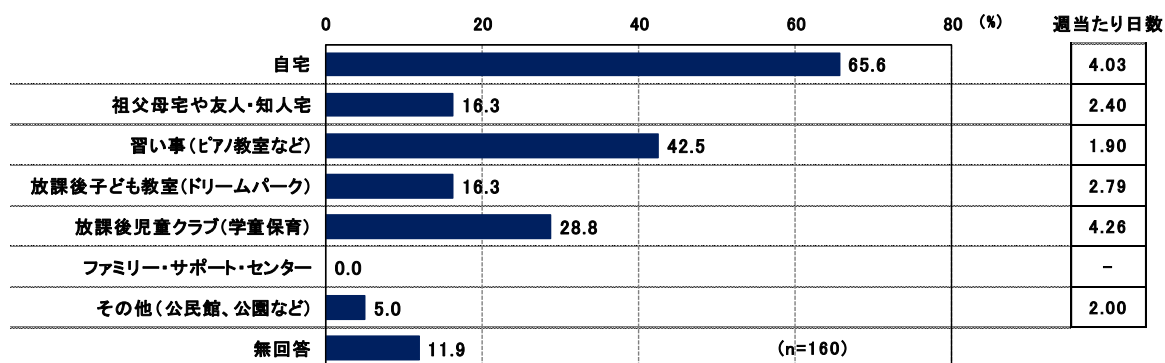
放課後児童クラブ(学童保育)	17:39
----------------	-------

《高学年》

小学校就学後の小学校高学年（４～６年生）になった時は、「自宅」が 65.6%と圧倒的に多く、週当たり日数は 4.03 日となっています。

次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ等）」が 42.5%、週当たり 1.90 日となっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は 28.8%、週当たり 4.26 日、終了時間 17 時 49 分となっています。低学年での利用意向率 59.4%と比べると、30.6 ポイントも減少しています。放課後児童クラブ（学童保育）の利用率は、低学年の時よりかなり低下しますが、利用を考えている人にとっては、週当たりの利用日数からすると重要なものとなっていることがうかがえます。

■ 小学校高学年（４～６年生）時の放課後の過ごし方 ■



■ 終了時間

放課後児童クラブ(学童保育)	17:49
----------------	-------

④放課後児童クラブの利用状況と評価及び利用意向（小学生）

《現小学生の利用状況》

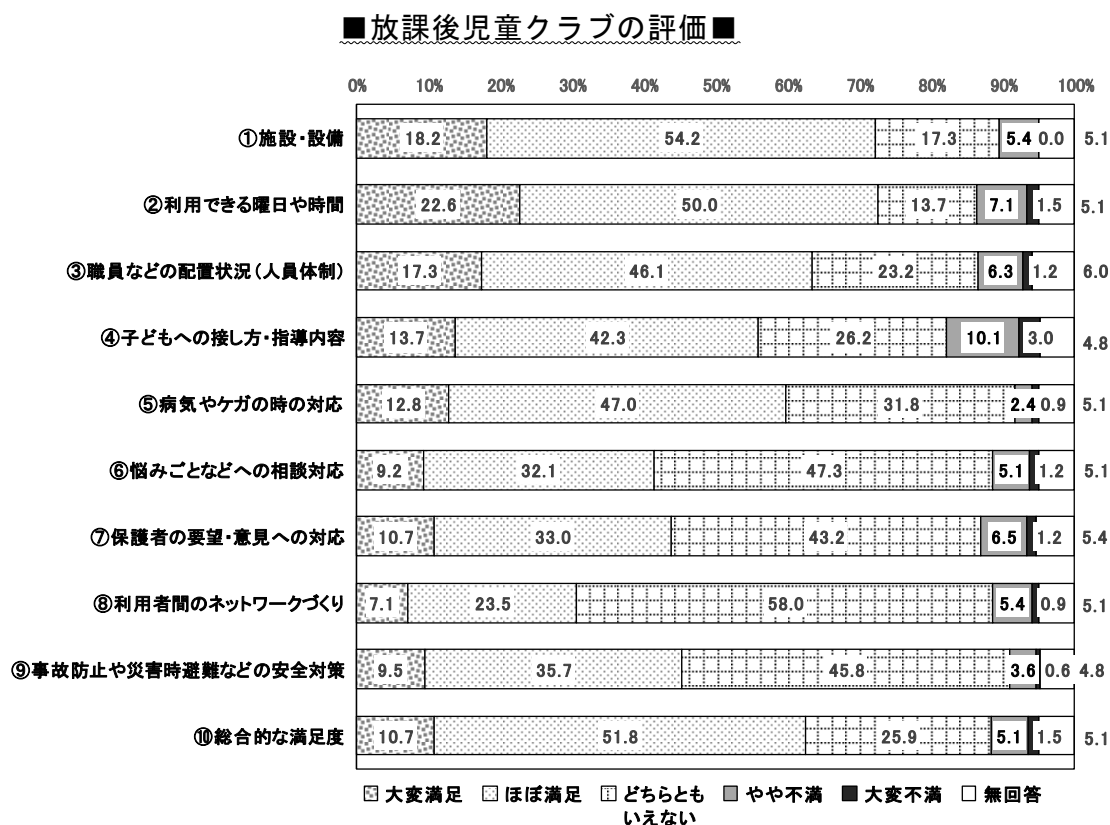
放課後児童クラブを、「利用している」が 33.1%となっています。「利用している」に対して曜日別にみると、平日では、「利用している」が 81.3%、週あたり 4.53 日となっています。

土曜日では、「利用している」が 8.3%、月あたり 2.74 日となっています。

夏休みや冬休み等の長期休業期間中では、「利用している」が 84.2%、週あたり 4.78 日となっています。

《放課後児童クラブの評価》

放課後児童クラブの評価について、最も評価が高いのが「利用できる曜日や時間」が 72.6%（大変満足、ほぼ満足）、次に「施設・設備」が 72.4%（大変満足、ほぼ満足）となっています。最も評価が低いのが「利用者間のネットワークづくり」30.6%（大変満足、ほぼ満足）となっています。



《今後の利用意向》

利用意向を曜日別にみると、平日では、「利用したい」が 32.6%、週あたり 4.69 日、開始時刻 15 時 11 分、終了時刻 17 時 56 分となっています。

土曜日では、「利用したい」が 6.9%、月あたり 3.04 日、開始時刻 8 時 1 分、終了時刻 17 時 23 分となっています。

夏休みや冬休み等の長期の休業期間中では、「利用したい」が 42.6%、週あたり 4.75 日、開始時刻 8 時 0 分、終了時刻 17 時 32 分となっています。

⑤地域子育て支援拠点事業の利用状況と利用意向（就学前）

《利用状況》

利用状況としては、「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）」は 5.3%、1 ヶ月当たりの利用回数は、3.18 回となっています。

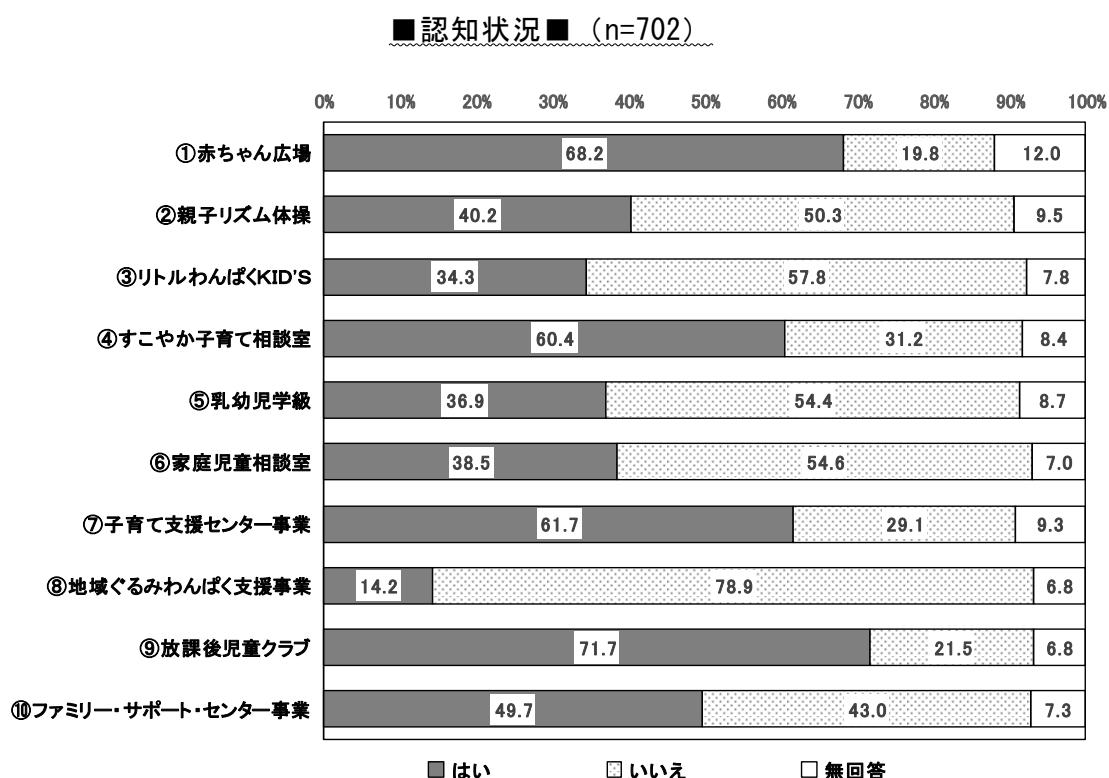
《今後の利用意向》

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」が 28.2%で、1 ヶ月当たり 2.20 回、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は 3.6%、1 ヶ月当たり 5.05 回、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 63.2%となっています。

⑥各種子育て支援状況の認知状況・利用経験・利用意向（就学前）

《認知状況》

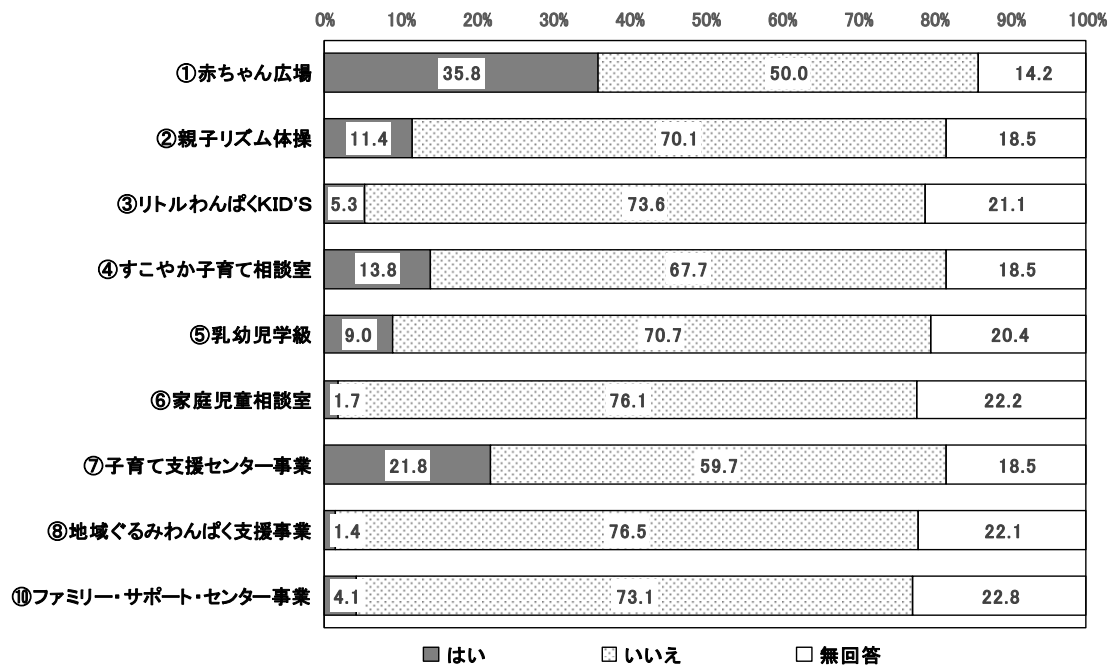
認知率は、「⑨放課後児童クラブ」が 71.7%と最も多くなっています。次いで「①赤ちゃん広場」が 68.2%、「⑦子育て支援センター」が 61.7%となっています。



《利用経験》

利用経験としては、「①赤ちゃん広場」が 35.8%と最も多くなっています。次いで「⑦子育て支援センター事業」(21.8%)、「④すこやか子育て相談室」(13.8%)となっています。

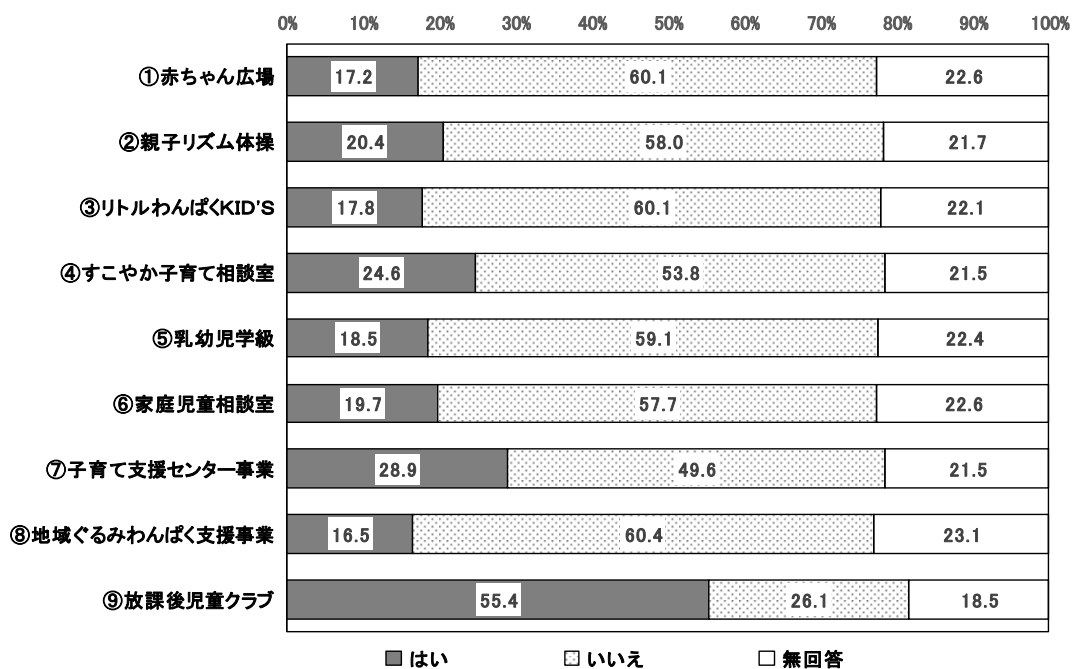
■利用経験■（n=702）



《利用意向》

今後の利用意向としては、「⑨放課後児童クラブ」が 55.4%と最も多くなっています。次いで「⑦子育て支援センター事業」(28.9%)、「④すこやか子育て相談室」(24.6%)、「②親子リズム体操」(20.4%)となっています。最も少ないのは、「⑧地域ぐるみわんぱく支援事業」の 16.5%です。

■今後の利用意向■（n=702）



⑦子どもの病気やけがの際の対応について（就学前で平日の教育・保育利用者、小学生）

平日の定期的な幼稚園・保育所等の定期的な教育・保育事業を利用している人及び小学生について、この１年間に、対象の子どもが病気やけがで通常の定期的な教育・保育事業が利用できなかった経験についてみると、「あった」は、就学前で 75.8%、小学生で 65.2%となっています。

その時の対処方法としては、「母親が休んだ」（就学前 62.5%、小学生 45.8%）が最も多くなっています。次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」（就学 34.9%、小学生 23.0%）となっています。

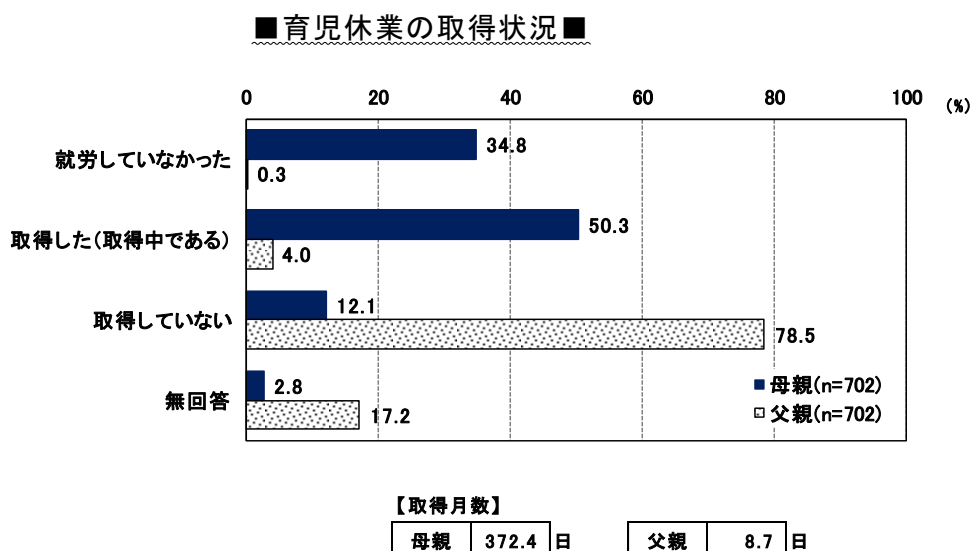
父親または母親が休んだ際に、病児・病後児保育等を「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は、就学前で 27.9%、年間 6.58 日、小学生で 13.3%、年間 3.69 日となっています。

⑧育児休業の取得状況（就学前）

対象の子どもが生まれた時の母親又は父親の育児休業制度の利用経験をみると、母親では「就労していなかった」が 34.8%、「取得した（取得中である）」が 50.3%、「取得していない」が 12.1%となっています。

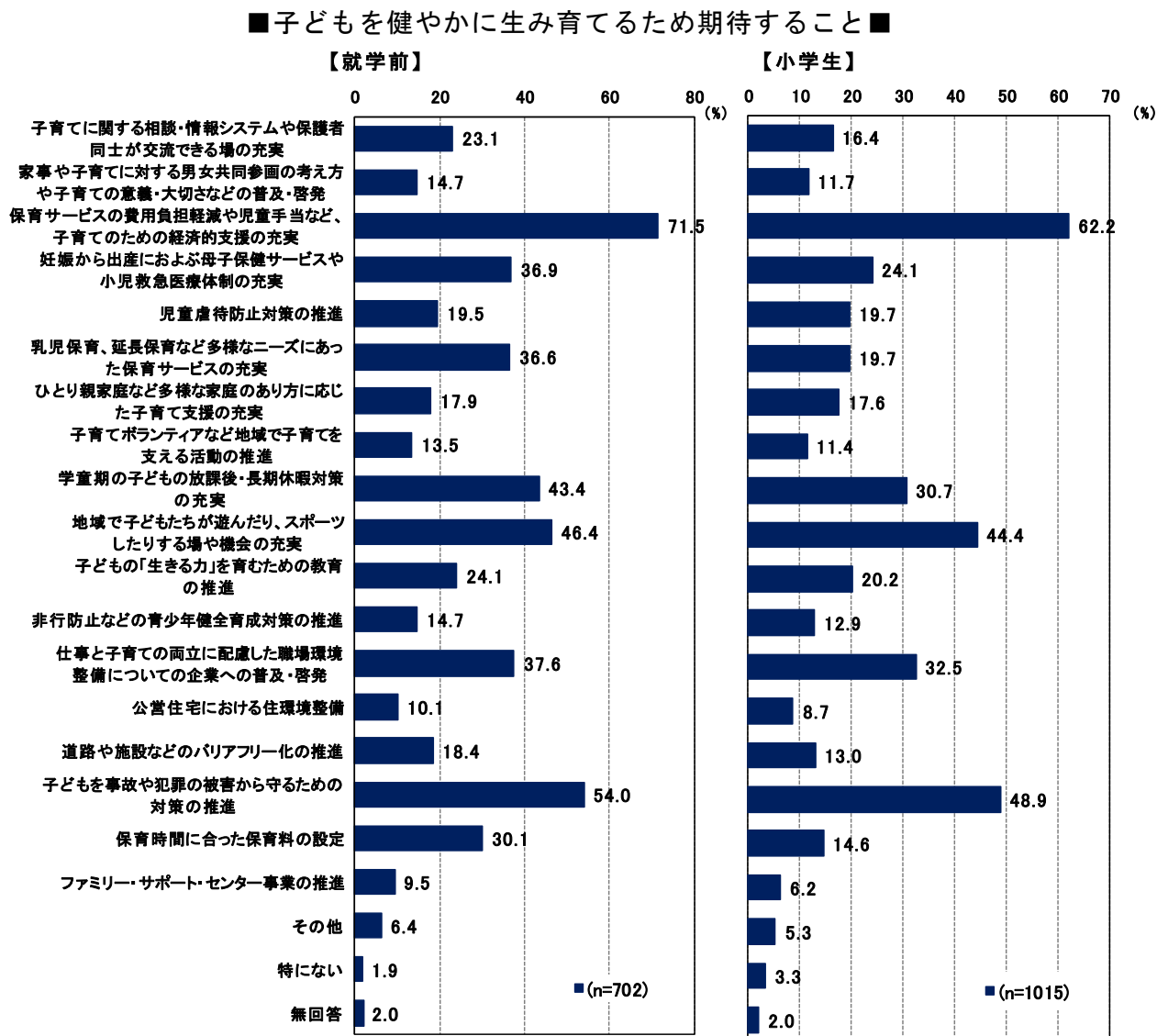
一方、父親では「取得していない」が 78.5%と圧倒的に多くなっています。

母親と父親の取得月数を比べてみると、母親が 372.4 日、父親が 8.7 日となっています。



⑨子どもを健やかに生み育てるため期待すること

子どもを健やかに生み育てるため期待することとしては、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当等、子育てのための経済的支援の充実」や「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が、就学前、小学生共に多くなっています。



保護者の声

※アンケート調査結果における主な意見

【就学前児童保護者調査】

- 神崎市は地区によるバラツキはあるものの、他の市町村に比べ子育てに対していろいろな面で充実していると思います。
- 神崎市は住んでみて意外と子育て世代が多いように思いますが、給食費、出産祝い金等お金のかかる事も多いです。もう少し子育て世代にやさしい町だといいなと思いました。
- 他の市町村に比べ待機児童も少なく、親としてありがたく思います。医療費の負担も少なく助かっています。
- 神崎市内の公園には、子どもが遊べる遊具等の充実した場所が少ないように思います。
- 自然に親しめる公園や施設については、残してほしいです。
- 神崎市内にも病児・病後児保育ができる施設があればいいなと思います。
- 子どもの発達障がいについての勉強会や一般向け講話があるといいです。
- 発達障がいの子どもがいるので、児童発達支援事業者をぜひつくってもらいたいです。

【小学生児童保護者調査】

- 子育てする上では、とても過ごしやすい環境だと思います。
- 小学校、中学校の給食無償化があると、とても助かります。今年、小 6、中 3 の給食無償化が始まり、とてもうれしく思っています。
- 神崎市は子育てに対して理解があり、支援も充実していると思います。
- 子育てに困った時、どこに誰に相談しにいけばいいのか。よくわかりません。
- 病児保育できる施設を市内に開設してほしいです。
- 子どもたちが安全に過ごせる、放課後に遊べる児童センター（児童館）をつくっていただきたいと思います。
- 放課後児童クラブの時間を延長していただきたいと思います。
- 子どもが遊べ、スポーツできる場所が欲しいです。
- 通学路の整備を早急にお願いします。

6 第1期計画の検証と評価等からみた第2期計画の主要課題

ここでは、第1期計画の検証と評価等からみた第2期計画の主要課題について、第1期計画実施計画体系に沿って整理しました。

基本目標1 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

子育て世帯の多様化が進み、特にひとり親家庭の増加が顕著です。このため、今以上にきめ細かな対応が必要になっています。中でも親の病気等により特別支援学校や保育園等の送迎ができないため、送迎サービスが求められています。

(2) 子育て支援ネットワークづくり

地域で子育てを支援するためには、情報ネットワークの構築が不可欠です。子育てに関係する機関、団体、サークル等が連携を行い、また、保護者のネットワークづくりや情報交換の場をつくり、孤立した育児や幼児の虐待を防ぐことが求められています。

(3) 子どもの居場所づくり

子ども達が自らの意思で、いつでも行ける安全な居場所が住居地近辺に十分に整備されているとは言えません。今後地域を含めて居場所づくりを進めていく必要があります。

(4) 子どもの健全育成

青少年育成市民会議の出席者が減少し、子どもクラブやPTA活動も縮小傾向にあります。

親や家庭、地域が無理のない形で子ども達の健全育成を行うことが必要となっています。

(5) ふれあい交流の推進

小学校の運動場、体育館等の学校施設を開放して交流の場を提供しているものの、クラブチーム等の一部の利用者に限られています。世代間の交流は地域の安全を確保するとともに災害時にも役立つことから、日頃からの子どもと地域の人々とのつながりが一層求められます。

(6) 情報提供・相談体制の充実

子育て支援に関する様々な情報提供や相談体制の窓口を一本化するなど、わかりやすく、利用しやすい仕組みづくりが求められています。

（７）経済的な支援対策

保護者の養育費・教育費の負担軽減を図り、安心して子どもを産み、育てられるように、引き続き、児童手当の支給や医療費の助成、保育料の負担軽減等、各種経済的支援の充実が求められています。

（８）教育・保育サービスの充実

人口減少や就労者不足が社会問題となる中で、女性の社会進出が奨励されており、今後も教育・保育のニーズが高まる見込みであることから、待機児童ゼロの継続を行う必要があります。

（９）放課後児童クラブサービスの充実

保護者の就労支援と児童の健全育成のため、学校等と連携して、放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりとして、放課後児童クラブの待機児童ゼロの維持と充実が求められています。

基本目標２ 保護を必要とする子ども等へのきめ細かな取組の推進

（１）児童虐待防止対策の充実

幼児虐待等の事案が増えています。

虐待等のケースについては、福祉課をはじめとする一部の関係機関で対応はしているものの、地域や専門の機関等と連携して支援を行う子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の一層の活用が求められています。

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子父子自立支援員・DV相談員、家庭児童相談員と協力しながら個別案件に対応していますが、案件が増加傾向にあり相談体制の充実を図る必要があります。

（３）里親制度の普及

市報等で里親制度の周知を行い、制度への理解と参加を呼びかけていますが、里親希望の相談はほとんどない状況です。

（４）障がいのある子どもに対する施策の充実

保育園においては、障がい児保育の需要が高まり、保育士加配の支援を行っています。

佐賀県療育支援センターによる障がい児支援拠点づくりの指導を受けるなど、障がい児保育の技術向上、相談支援の拠点づくりを行っています。

今後は、相談支援体制を構築するとともに、地域社会の参加、包容（インクルージョン）の推進が求められています。

基本目標 3 職業生活と家庭生活との両立の支援

（１）男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

共働きが増える中で、ワーク・ライフ・バランスの意識は徐々に浸透しつつありますが、社会的問題となっている人手不足もあり充分とは言えません。今後は事業主や職場、特に男性の意識の普及向上が課題です。

（２）仕事と子育ての両立の支援

子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するためには、その基盤となる教育・保育ニーズ及び地域子ども・子育て支援事業の充実が必要であり、待機児童のゼロの継続とサービス支援の充実を行う必要があります。

基本目標 4 母性と乳幼児等の健康の確保

（１）子どもや母親の健康確保

保健師や母子保健推進員による健康診査や家庭訪問等を通じて、妊産婦、母子と積極的に関することで健康管理体制の充実を図ることが求められています。

（２）食育の推進

第2次食育推進基本計画に基づき、食生活改善推進協議会、保育園等の関係機関と連携を図りながら、食育を推進しています。令和2年度から新たに第3次食育推進基本計画を策定し食育のさらなる向上を図ります。

（３）思春期保健対策の充実

現在、スクールカウンセラーを各小・中学校に巡回配置し、相談を行っていますが、スクールアドバイザーの配置までは至っていません。

相談件数や事案件数は増加傾向にある中で、体制が充実しているとは言えません。

（４）小児医療の充実

休日や夜間時の子どもの急病に対応するため、休日夜間子ども診療所運営事業を実施しています。引き続き、診療所運営を維持するとともに、保護者負担の軽減を図る医療費助成の継続が求められています。

基本目標 5 子どもの教育環境の整備

（１）次代の親の育成

各小・中学校の授業や講演会等を実施し、人権教育、男女共同参画、職場体験の保育園受入れ等で啓発を行っています。

LGBT等の個人が尊重される時代でもあり、産み育てることに対する啓発の方法等について検討していく必要があります。

（２）学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、基礎的な学力を身につけるとともに、社会に出て生きていく力を持つことができるよう、家庭・学校・地域で連携しながら、子どもの健全育成を行う必要があります。

学校及び地域で四か条の誓いを啓発しており、学校ではクラブ活動等を調整して地区への諸行事の参加を促す環境づくりを進めていますが、十分な結果にはつながっていません。

（３）家庭や地域の教育力の向上

学校、家庭及び地域との連携の下に、家庭や地域における教育力を高めるため、引き続き、親や家族、地域の人、出身校の卒業生が集える開かれた学校づくり、地域づくりが求められています。

（４）体験活動を通じた豊かな人間性の育成

子どもたちと地域との関わりを深め、豊かな人間関係を形成するために、小・中学校ではボランティア活動の推進を図っています。引き続き、これらの体験を通じて、子どものころから社会に貢献する意義を学ばせる必要があります。

（５）不登校に関するカウンセリングの充実

いじめ、ひきこもりや不登校等は、学校や教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員等と家庭が連携を取りながら、早期対応を行う必要があります。

基本目標 6 子育てを支援する生活環境の整備

（１）良質な住宅の確保

民間の宅地開発や住宅供給の促進が求められており、また、市営住宅では老朽化が課題となっており、施設整備計画を策定することとしています。

（２）良好な居住環境の確保

子どもの育成の妨げとなるような住宅や道路、公共施設等については、学校、行政、地域が連携をとりながら、引き続き、必要な対応と施設整備を進める必要があります。

（３）安全な道路交通環境の整備

道路幅員の狭い道路や歩道のない道も多く残っており、通学路のガードレールやカーブミラー等の安全対策も、全国で発生している通学路で起こる交通事故を踏まえると、十分であるとは言えません。

（４）安心して外出できる環境の整備

道路、公園、公共施設、公共交通機関等でバリアフリー化が進んでいない施設が残っており、改善が求められています。

（５）安全・安心のまちづくりの推進等

地域と協議しながら随時、防犯灯の設置を行っていますが、充足していない通学路もあります。

基本目標７ 子ども等の安全の確保

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、引き続き、行政や警察等のもとより、地域全体で交通安全に対する意識を高めていくとともに、互いに連携をとって交通安全対策を進めていく必要があります。

（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

各小・中学校の保護者用メール、市の防災メールを通して、犯罪等の情報について速やかに保護者へ情報提供を行っています。

地域でも情報共有や見守りも必要であることから、市民の市防災メールの登録数を増やすことが課題となっています。

（３）被害にあった子どもの保護の推進

被害にあった子供たちが地域で安心して生活できるよう、行政、警察、保育園、学校、民生委員児童委員等が連携を取り、支援や見守りを行うため、関係機関によるケース会議を開催し、継続的に情報共有と支援について協議を行う必要があります。

第3章 神崎市子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

「第1期神崎市子ども・子育て支援事業計画」においては、未来を担う子どもたちの心身ともに健やかな成長に努め、安心して子育てができるまちづくりを目指して、下記のような基本理念を定め、計画を策定しました。

本計画の上位計画である「第2次神崎市総合計画（平成30年(2018年)3月）」では、市の目指す将来像を「幸せつなごう かんざき～みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまちを目指して～」と定め、将来像を「高齢者・子育て・地域福祉・保健・健康づくり」の分野において具現化する基本方針を「子育てから介護まで、誰もが安心して暮らせる環境を充実させる」としています。

「第1期子ども・子育て支援事業計画」において掲げられた「基本理念」は、「第2次総合計画」における「将来像」「基本方針」と同じ方向性、同じ趣旨を示していると判断できます。

よって、本計画である「第2期神崎市子ども・子育て支援事業計画」においても、第1期計画の「基本理念」を踏襲することとします。

【基本理念】

子育ての喜びや子どもたちの未来が輝くまち・神崎

【第2期計画における基本的な方向性】

第1期の子ども・子育て支援事業計画の取り組みを踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画を進めるに当たっては、以下の方向性を特に重視していきます。

- 乳幼児からの虐待や子どもの貧困等、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、多様化しています。子どもは誰もが独立した人格を持っているという基本的視点に立ち、児童虐待の発生予防・早期発見と発生時の迅速な対応や、子どもが平等に最善の利益が確保できるような子どもの権利擁護の推進
- 「新・放課後子ども総合プラン」に準拠した、放課後の子ども達の居場所確保のための「放課後健全育成事業」と「放課後子供教室」の一体型の推進と、学校施設の徹底的な活用及び特別な配慮を必要とする児童への対応に関する視点
- 幼児教育・保育無償化に伴う、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり保育等利用給付の公正かつ適正な支給の確保

2 基本的視点

「基本理念」の具体化に向けた施策の展開にあたっては、次の3つの視点に沿うものとしします。

視点1 子どもの視点

本計画の推進に当たっては、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すことを基本的考え方として、子どもの視点に立ち、子どもを独立した人格を持つ権利の主体として尊重し、その権利が保障され、豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう、子どもの健全育成のための環境を整えていきます。

視点2 すべての子どもと家庭を支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提です。その上で親が本市で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができ、子ども達の可能性と夢を引き出せるように、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取り組みを進めていきます。

視点3 社会全体で子どもと子育てを支援する視点

子どもを育てることについては、家族、地域、行政、企業など、社会のあらゆる分野においてそれぞれの役割を果たし、社会全体で子育てを暖かく応援し、支え合っていくという視点に立った取り組みを進めていきます。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、「第1期神崎市子ども・子育て支援事業計画」より継続し、7つの基本目標を設定し、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 地域における子育て支援

育児に対する負担や不安、孤立感を感じる人が増えています。また就労保護者が増加傾向にある中、教育・保育ニーズが多様化しています。これらに対応するため、教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報を得る機会や相談体制、情報提供体制の充実、それぞれの生活段階に合わせた経済支援の充実及び地域住民と行政、地域住民同士が連携して、地域で子育てを支援する体制づくりに努めます。

基本目標 2 保護を必要とする子ども等へのきめ細かな取組の推進

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、迅速かつ適切な対応が求められます。関係機関との連携によりきめ細やかな対応を一層充実します。

ひとり親家庭に対して相談支援、経済的支援、自立支援等を行います。また、障がいや発達面に支援が必要と思われる子どもに対するサービスや情報提供を行い、保護者の身体的・精神的負担の軽減に努めます。

基本目標 3 職業生活と家庭生活との両立の支援

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と子育ての両立できる環境整備が求められています。このため、ワーク・ライフ・バランスの普及や男性の子育てへの参加の啓発を促進します。また、保育サービスや放課後児童クラブのより一層の充実を図り、子育てをしながらも、安心して働くことができる体制を整えます。

基本目標 4 母性と乳幼児等の健康の確保

母親と子どもの健康づくりを推進するために、乳幼児期の各種健診をはじめ母子保健事業の充実を図るとともに、若年・高齢妊婦や不安を持つ妊婦家庭等への継続した支援を行います。また、乳幼児期から正しい食事の取り方や食習慣について指導するとともに、小中学校においては食育を推進します。

さらに、思春期における子どもの心と体の健康づくりを推進するため、性に関する教育や喫煙・薬物の有害性等についての基礎知識の普及、相談体制の充実を図ります。

基本目標 5 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが、豊かな人間性を育み、「生きる力」を高めていくために、確かな学力の育成、豊かな心の育成を推進するとともに、いじめがなく、子どもが元気に登校できる学校づくりを推進します。さらに、学校、家庭、地域が連携して、様々な交流や体験活動等により教育力を総合的に高めていきます。

基本目標 6 子育てを支援する生活環境の整備

子育て支援の視点に立った環境づくりのため、公共施設のバリアフリー化や安全な歩道の確保に努め、子ども連れの保護者だけでなく、高齢者や障がい者にも優しく、安全・安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

基本目標 7 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故や犯罪の被害等から守るために、地域の協力を得ながら交通安全対策や犯罪防止の取り組みを推進します。

4 計画の体系

■施策体系図■

【基本理念】

子育ての喜びや子どもたちの未来が輝くまち・神埼

【基本目標】

1 地域における
子育て支援

2 保護を必要と
する子ども等
へのきめ細か
な取組の推進

3 職業生活と家
庭生活との両
立の支援

4 母性と乳幼児
等の健康の確
保

【主要施策】

①地域における子育て支援サービスの充実

②子育て支援ネットワークづくり

③子どもの居場所づくり

④子どもの健全育成

⑤ふれあい交流の推進

⑥情報提供・相談体制の充実

⑦経済的な支援対策

⑧教育・保育サービスの充実

⑨放課後児童クラブサービスの充実

①児童虐待防止対策の充実

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

③里親制度の普及

④障がいのある子どもに対する施策の充実

①男性を含めた働き方の見直しと男性の
子育て参加の促進

②仕事と子育ての両立の支援

①子どもや母親の健康の確保

②食育の推進

③思春期保健対策の充実

④小児医療の充実

5 子どもの教育
環境の整備

①次代の親の育成

②学校の教育環境等の整備

③家庭や地域の教育力の向上

④体験活動を通じた豊かな人間性の育成

⑤不登校に関するカウンセリングの充実

6 子育てを支援
する生活環境
の整備

①良質な住宅の確保

②良好な居住環境の確保

③安全な道路交通環境の整備

④安心して外出できる環境の整備

⑤安全・安心のまちづくりの推進等

7 子ども等の安
全の確保

①子どもの交通安全を確保するための活動の
推進

②子どもを犯罪等の被害から守るための活動
の推進

③被害にあった子どもの保護の推進

第4章 主要施策の方向

基本理念に基づき設定した基本目標を達成するために、以下のとおり主要施策の方向を定めます。

基本目標 1 地域における子育て支援

施策：①地域における子育て支援サービスの充実

子育て家庭の孤立化や、子育てへの不安や負担感が高まっています。子どもと保護者がおかれた様々な状況に対応できるよう、子育てを支援する仕組みの一層の充実を図り、地域において子どもを安心して育てることができる環境整備を進めていきます。

今後は子どもの貧困も含め多様化するニーズに対応するサービスメニューを検討します。なかでも子育て相互支援事業を利用しやすくするため、利用料の減免を含めた制度設計の見直しを行います。

また、特別支援学校への通学バス路線の設定等について、引き続き、県への働きかけを行います。

【主な事業】

- ・地域ぐるみわんぱく支援事業
- ・家庭教育総合推進事業
- ・放課後子どもプランの実施
- ・あかちゃん広場
- ・子育て支援センター事業
- ・子育て相互支援（ファミリー・サポート・センター）事業
- ・特別支援学校通学支援事業 等

施策：②子育て支援ネットワークづくり

子育て支援を地域全体で取り組んでいくため、地区、保育園、認定こども園、幼稚園、学校、公民館、図書館等と連携をとり、地域の子育てに関する情報をわかりやすく丁寧に保護者に提供し、子育て支援に努めていきます。

また、地域における関係機関の連携を推進し、子育て支援機関、団体、サークル等のネットワークや情報交換の場を提供することにより、子育て家庭への充実した子育て情報の提供に努めます。

【主な事業】

- ・子育て支援センター事業
- ・子育て相互支援（ファミリー・サポート・センター）事業 等

施策：③子どもの居場所づくり

各小学校や地域の中で遊び、学び、体験できる子どもの居場所づくりが求められています。

学校や各地区の公民館、公園等を活かした居場所づくりや、子どもの体験活動を地域ぐるみで支援する取り組みを推進します。

【主な事業】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・放課後子供教室（ドリームパーク）
- ・学校支援活動（おむすびチーム）
- ・子ども寺子屋
- ・学びの和 ほっぷ
- ・コミュニティー助成事業（地区公園の整備・遊具等） 等

施策：④子どもの健全育成

変化の激しい社会の中で子どもの健やかな成長と発達のために、地域住民、関係団体との協働により、様々な交流・体験活動・自主活動等の機会の充実に努め、地域全体で児童の健全育成を進めていきます。

共働き家庭や核家族化等が増加する中で、親や家族、地域が無理のない形で子ども達の健全育成を行う仕組みづくりの再構築について検討していきます。

【主な事業】

- ・神崎市青少年育成市民会議（青少年の体験活動の場作り事業、青少年ボランティア活動の推進、地区懇談会、青少年の主張大会事業）
- ・子どもクラブ活動
- ・PTA活動
- ・小学生の職場見学 等

施策：⑤ふれあい交流の推進

小学校の運動場、体育館等の学校施設を開放して、子ども達と地域の人々との様々な交流活動の場とするとともに、幼稚園及び保育園において、中学生の職場体験や高校生のインターンシップの受け入れによる園児とのふれあい、まつり等のイベントを通じての子どもと地域の人々とのふれあい等を推進します。

【主な事業】

- ・各種イベント（子どもまつり、町民体育大会、市民交流祭等）の開催
- ・職場体験（インターンシップ） 等

施策：⑥情報提供・相談体制の充実

子育て支援を体系化したホームページや子育て応援ハンドブックづくり等を行い、保護者が簡単に情報収集でき、各種サービスを利用しやすい情報提供を行っていきます。

また、妊娠期から切れ目のない支援のため、子育て世代包括支援センターを総合窓口として情報提供と相談体制の充実を図ります。

【主な事業】

- ・母子・父子自立支援員、家庭児童相談員の設置
- ・子育て応援ハンドブック作成事業
- ・子育て世代包括支援センター運営事業
- ・各種社会資源を活用した相談体制の充実 等

施策：⑦経済的な支援対策

保護者の養育費・教育費の負担軽減を図り、安心して子どもを産み、育てられるように、児童手当の支給や医療費の助成、保育料の負担軽減等、各種経済的支援の充実を図ります。

【主な事業】

- ・児童手当、児童扶養手当の支給
- ・子どもの医療費助成、小中学生及び高校生等医療費助成
- ・ひとり親家庭等医療費助成
- ・保育料の負担軽減策
- ・福祉資金貸付事業 等

施策：⑧教育・保育サービスの充実

既婚女性の労働力率の高まりや夜間の勤務、休日の勤務など働き方が多様化しており、その結果、保護者の教育・保育ニーズの増加と多様化が進んでいます。これに対応して、教育・保育サービスについては、本計画における量の見込みや確保の内容による需給計画を通じて、着実に整備を進めます。また保育士の人材確保と保育・教育の質の向上に努めます。

【主な事業】

- ・私立・管外保育所等運営事業
- ・子育てのための施設等利用給付事業
- ・延長保育事業
- ・一時預かり保育事業
- ・病児・病後児保育事業 等

施策：⑨放課後児童クラブサービスの充実

保護者の就労支援と児童の健全育成のため、学校等と連携して、放課後における子どもの安全・安心な居場所づくりとして、放課後児童クラブの充実に努めます。

本計画における量の見込みや確保の内容による需給計画を通じて、着実に整備を進めます。

併せて、「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」との一体的な活用を継続します。

【主な事業】

- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・放課後子供教室（ドリームパーク）
- ・学校支援活動（おむすびチーム）
- ・学びの和 ほっぷ 等

基本目標２ 保護を必要とする子ども等へのきめ細かな取組の推進

施策：①児童虐待防止対策の充実

子どもへの虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。管内でも事案が増えています。このため、要保護児童対策地域協議会の活用や子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、関連機関と連携を図りながら、発生予防から早期発見・早期対応を図っています。幼児虐待やネグレクト等に適切に対応していくため、要保護児童対策地域協議会のケース会議を随時開催し、連携の強化に努めます。

【主な事業】

- ・家庭児童相談員の設置
- ・要保護児童対策地域協議会 等

施策：②ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てをする上で経済的・社会的に不安定な状態にあり、家庭生活においても多くの問題を抱えています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、医療費助成等の経済的支援を行うとともに、特に母子家庭に向けての就業促進のための支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実に努めます。

母子家庭に対しては、母子・父子自立支援員、家庭児童相談員が個別に対応していきます。

【主な事業】

- ・ひとり親家庭等医療費助成事業
- ・児童扶養手当支給事業
- ・母子・父子自立支援員、家庭児童相談員 等

施策：③里親制度の普及

親のいない子どもや親と一緒に暮らすことのできない子ども達のために、親に代わって子どもを養育する制度として、里親制度が設けられています。里親制度の周知と参加を呼びかけていますが、里親希望はほとんどありません。

今後は、里親制度には季節・週末里親や数日間の里親体験もあるため、ハードルを下げた方法の周知等、継続して啓発活動を行っていきます。

施策：④障がいのある子どもに対する施策の充実

障がいや発達面に支援が必要と思われる子どもの健全な成長を支援し、身近な地域で安心して生活が送れるように、各種相談体制の充実、早期療育の推進、障がいのある子どもの社会的自立に対する支援及び福祉サービスの適正な提供、教育的支援に努めます。発達障がいの保育・教育に特別な支援が必要となるニーズに対しては、適正な対応ができる環境づくりに努めます。

保育園において、障がい児数が増加傾向にあることから、保育士の確保と研修の受講等により、障がい児保育のスキルアップを図ります。

【主な事業】

- ・ 障がい児保育推進事業
- ・ 短期入所事業、児童デイサービス事業等の障がい福祉サービス
- ・ 金立・大和特別支援学校放課後児童健全育成事業
- ・ 子どもの医療費助成、小中学生及び高校生等医療費助成
- ・ 重度心身障害者(児)医療費助成事業 等

基本目標 3 職業生活と家庭生活との両立の支援

施策：①男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進

男性がスムーズに家庭での子育てに参加できるよう、男女共同参画意識に基づく男性の子育て参加への意識高揚を図るとともに、事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた現場環境づくりを働きかけます。また産前産後休暇制度・育児休業制度の利用促進を働きかけます。

【主な事業】

- ・ 男女共同参画推進事業

施策：②仕事と子育ての両立の支援

子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために、その基盤となる教育・保育ニーズ及び地域子ども・子育て支援事業については、本計画における量の見込みや確保の内容による需給計画を通じて、着実に整備を進めます。

【主な事業】

- ・ 私立・管外保育所等運営事業
- ・ 子育てのための施設等利用給付事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・ 放課後子供教室（ドリームパーク）
- ・ 学校支援活動（おむすびチーム）
- ・ 学びの和 ほっぷ
- ・ 子育て相互支援（ファミリー・サポート・センター）事業
- ・ 病児病後児保育事業 等

基本目標 4 母性と乳幼児等の健康の確保

施策：①子どもや母親の健康の確保

母親と子どもの健康づくりを推進するために、妊婦に対する母子健康手帳の交付、妊婦健康診査等を通しての妊産婦の健康管理体制の充実、出産後の乳児・産婦家庭訪問や乳幼児健康診査、母子保健推進員による子育て支援等の充実に努めます。

【主な事業】

- ・ 母子健康手帳交付
- ・ 妊婦一般健康診査受診票交付
- ・ 妊娠健康診査
- ・ 3～4か月児健康診査
- ・ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査
- ・ 乳児一般健康診査受診票交付
- ・ 乳児一般健康診査（6～7か月児・9～10か月児）
- ・ 各種相談事業（乳幼児相談等）
- ・ 乳児・産婦訪問等家庭訪問
- ・ 予防接種事業
- ・ 歯科保健事業
- ・ 母子保健推進活動 等

施策：②食育の推進

第3次神崎市食育推進基本計画きらりかんざき食育プランに基づき、食生活改善推進協議会、保育園等の関係機関と連携を図りながら食育を推進します。

【主な事業】

- ・ ベジタブル大作戦
- ・ だしとりマスター養成塾
- ・ 神埼さん家（産地）の野菜大活躍プロジェクト 等

施策：③思春期保健対策の充実

思春期における子どもの心と体の健康づくりを推進するため、性に関する正しい知識の普及と健全な意識の醸成、喫煙や薬物の有害性、パソコン、携帯電話、スマートフォン等の危険性等についての基礎知識の普及、意識啓発を図っていきます。

また、学校においてはスクールカウンセラーを各学校に配置し、児童・保護者の相談体制を整備していますが、相談件数や事案件数も増加傾向にあることから、相談体制の一層の充実を図ります。

【主な事業】

- ・スクールカウンセラーの設置
- ・薬物乱用防止教室等の開催 等

施策：④小児医療の充実

子どもの急病時に適切な対応が可能となるよう、休日夜間子ども診療所運営事業を実施し、また、医療費の補助等を行い、安心して子育てができる環境づくりに努めます。

【主な事業】

- ・休日夜間子ども診療所運営事業
- ・子どもの医療費助成、小中学生及び高校生等医療費助成
- ・ひとり親家庭等医療費助成 等

基本目標 5 子どもの教育環境の整備

施策：①次代の親の育成

次代を担う子ども達に、生命の尊さや子どもを生み育てることの意義、子育ての喜びや楽しさ、さらに男女が協力して家庭を築くことの大切さについて、小・中学校の授業や講演会、職場体験の保育園受入れ等で啓発を行います。

LGBT等個人の尊重される時代であり、価値観も多様化していることから、啓発の方法について検討していきます。

【主な事業】

- ・神崎市男女共同参画推進ネットワークによる各種事業（講演会、男性の料理教室等）

施策：②学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが、基礎的な学力を身につけるとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等の「生きる力」を持つことができるよう、家庭・学校・地域で連携しながら、子どもの健全育成に努めます。

学校及び地域で四か条の誓いを啓発し、学校ではクラブ活動等を調整しながら、地区への諸行事に参加できる環境づくりも行っています。

【主な事業】

- ・低学年学習環境改善充実事業
- ・部活動指導員・外部指導者(外部コーチ)の積極的活用
- ・校内研修の充実
- ・ハザードマップの充実
- ・見守り隊 等

施策：③家庭や地域の教育力の向上

子どもを地域で育てる観点から、開かれた学校づくりを進め、学校、家庭及び地域との連携の下に、家庭や地域における教育力を総合的に高められるよう取り組みます。

引き続き、親や家族、地域の人、出身校の卒業生が集える開かれた学校づくり、地域づくりを進めています。

【主な事業】

- ・開かれた学校づくり
- ・ゲストティーチャーの活用
- ・「親学・子学 学習の手引き」の配布 等

施策：④体験活動を通じた豊かな人間性の育成

子ども達と地域との関わりを深め、豊かな人間関係を形成できるよう、小・中学校では、地域で行なわれているクリーン作戦など各種のボランティアに参加を促す等、学校教育活動の中にボランティア活動を取り入れ、地域におけるボランティア活動の意識啓発を推進しています。

【主な事業】

- ・ふるさと学習
- ・クリーン作戦 等

施策：⑤不登校に関するカウンセリングの充実

いじめ、ひきこもりや不登校等は、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員と家庭が連携を取りながら、早期対応と個々のケースにあった継続的な対応、体制づくりを行います。

【主な事業】

- ・ 神崎市スクールソーシャルワーカー事業
- ・ 学校適応指導教室の設置
- ・ 生活支援員の配置 等

基本目標 6 子育てを支援する生活環境の整備

施策：①良質な住宅の確保

民間の宅地開発、住宅供給が行われており、また、市営住宅では老朽化が進んでいることから施設整備計画の策定を進めています。市営住宅については整備計画に基づき、高齢者や障がい者、子育て家庭等に配慮したバリアフリーの住宅整備を行っています。

【主な事業】

- ・ 社会資本整備総合交付金 等

施策：②良好な居住環境の確保

子どもの育成の妨げとなるような住宅や道路の整備（景観への配慮を含む）、公共施設等については、学校、行政、地域が連携をとりながら、必要な施設整備を進めます。

【主な事業】

- ・ 道路橋梁維持費（道路補修維持工事）
- ・ 各施設改修工事 等

施策：③安全な道路交通環境の整備

子どもや子ども連れの保護者等、すべての人が安全かつ安心して道路を通行できるよう、幅員の狭い道路や歩道のない道路の改良、通学路における危険性のあるブロック塀等を含む危険箇所の改善や施設整備等を、学校、行政、地域が連携して推進します。

【主な事業】

- ・ 交通安全施設整備事業
- ・ 通学路緊急合同点検 等

施策：④安心して外出できる環境の整備

市内の道路の現状をみると、歩道の確保や段差解消が十分でない道路が散在しています。妊娠婦、子ども連れ等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公的建築物、公共交通機関等においてはバリアフリー化等、やさしいまちづくりに努めます。

中央公民館の改築ではエレベーターの設置を行っており、今後の建築及び改修予定の庁舎建設や複合施設、ＪＲ神埼駅等についてもバリアフリー化を進めています。

【主な事業】

- ・ 神埼駅バリアフリー化事業（負担金） 等

施策：⑤安全・安心のまちづくりの推進等

子どもを犯罪等の被害から守り、安全を確保するため、主要幹線道路や通学路における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を図るとともに、通学路等の防犯パトロールの強化に努め、危険防止対策の推進を図ります。

防犯灯については、充足していない通学路もあることから、地区と協議しながら、今後も充足に向けて整備を進めていきます。

【主な事業】

- ・ 道路橋梁維持費（防犯灯設置工事） 等

基本目標７ 子ども等の安全の確保

施策：①子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、行政や警察等はもとより、保育園、学校、子ども自身や親を含め、地域の住民一人ひとりが交通安全に対する意識を高めていくとともに、お互いが連携を図って総合的な交通安全防止対策を推進していきます。

【主な事業】

- ・ 交通安全教室
- ・ 青色パトロール
- ・ 早朝交通安全街頭指導（交通指導員）
- ・ 幼児交通安全フェスティバル 等

施策：②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、各小・中学校の保護者用メール、市の防災メールを通して、犯罪等の情報について速やかに保護者へ情報提供を行っています。

また、小学生の防犯ブザーの携行、防犯パトロールや１１０番の家の設置等、安全監視と見守り体制の強化を図っています。

今後、地域として情報共有や見守りも必要であることから、小・中学校の保護者用メール、市防災メールの登録数を増やしていきます。

【主な事業】

- ・ 防災メールの配信 等

施策：③被害にあった子どもの保護の推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進のみならず、被害にあった子どもが再び社会に復帰し、地域の住民とともに暮らしていくことができるよう、行政、警察、保育園、学校、民生委員児童委員等の関係機関と連携し、随時、ケース会議を行いながら支援や見守りを継続していく体制を整備します。

【主な事業】

- ・ 犯罪被害者等支援制度
- ・ 要保護児童対策地域協議会
- ・ スクールカウンセラーの巡回設置
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置 等

第5章 教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

1 教育・保育の提供区域の設定

第1期事業計画と同様、神崎市全域を提供区域として定めています。

2 定期的な教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策

認定区分	対象となる子ども	対象施設
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上で教育を希望する就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (保育認定)	3歳以上で保育を必要とする就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定 (保育認定)	3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 特定地域型保育

(単位:人)

令和2年度 (2020年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
①量の見込み	245	542	396	81
②供給量(確保の方策)	282	545	396	82
特定教育・保育施設※1	245	542	396	81
特定地域型保育※2				
②－①＝	37	3	0	1

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

(単位:人)

令和3年度 (2021年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み	245	544	380	81
② 供給量(確保の方策)	282	547	380	82
特定教育・保育施設 ^{※1}	245	544	380	81
特定地域型保育 ^{※2}				
②－①＝	37	3	0	1

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設
(単位:人)

令和4年度 (2022年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み	234	512	377	81
② 供給量(確保の方策)	271	515	377	82
特定教育・保育施設 ^{※1}	234	512	377	81
特定地域型保育 ^{※2}				
②－①＝	37	3	0	1

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設
(単位:人)

令和5年度 (2023年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み	227	493	368	81
② 供給量(確保の方策)	264	496	368	82
特定教育・保育施設 ^{※1}	227	493	368	81
特定地域型保育 ^{※2}				
②－①＝	37	3	0	1

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設
(単位:人)

令和6年度 (2024年度)	教育	保育		
	1号	2号	3号	
	3～5歳	3～5歳	1・2歳	0歳
① 量の見込み	220	475	359	81
② 供給量(確保の方策)	257	478	359	82
特定教育・保育施設 ^{※1}	220	475	359	81
特定地域型保育 ^{※2}				
②－①＝	37	3	0	1

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 地域子ども・子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている地域子ども・子育て支援事業は、以下の 13 事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。

なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

①利用者支援事業	⑧一時預かり事業
②地域子育て支援拠点事業	⑨延長保育事業
③妊婦健康診査	⑩病児・病後児保育事業
④乳児家庭全戸訪問事業	⑪放課後児童健全育成事業
⑤養育支援訪問事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥子育て短期支援事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑦子育て相互支援（ファミリー・サポート・センター）事業	

(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

①利用者支援事業

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、保健、その他の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

供給体制

子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、神埼町保健センター、千代田町保健センター、福祉課家庭児童相談窓口の5か所で、国の指針等に基づき取り組んでいます。

②地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言そのほかの援助を行います。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人回/月

需要量の見込みと供給量

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み	549	595	609	637	662
②供給量(確保の方策)	549	595	609	637	662
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

③妊婦健康診査**事業概要**

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対象者

妊婦

単位

回/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み	2,760	2,608	2,456	2,304	2,152
②供給量(確保の方策)	2,760	2,608	2,456	2,304	2,152
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

④乳児家庭全戸訪問事業**事業概要**

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握、子育て支援に関する情報提供を行います。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み	200	189	178	167	156
②供給量(確保の方策)	200	189	178	167	156
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑤養育支援訪問事業**事業概要**

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

対象年齢

1 歳児～6 歳児（就学前）

単位

人(支援対象人数)

需要量の見込みと供給量

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み	28	28	28	28	28
②供給量(確保の方策)	28	28	28	28	28
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑥子育て短期支援事業**事業概要**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一定期間、養育及び保護を行います。

対象年齢

0 歳児～1 8 歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023 年度)	令和6年度 (2024 年度)
①量の見込み	7	6	6	6	6
②供給量(確保の方策)	7	6	6	6	6
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑦子育て相互支援（ファミリー・サポート・センター）事業

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互支援活動に関する連絡、調整を行います。

対象年齢

生後6か月～小学校6年生

単位

人日/週

需要量の見込みと供給量

低学年・高学年	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	27	26	25	25	25
②供給量(確保の方策)	27	26	25	25	25
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑧-1一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定

⑧-2一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）2号認定で幼稚園希望

事業概要

1号認定：保育認定を受けない子どもを、一時的に通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

2号認定：共働き世帯で幼稚園を利用している子どもを、定期的に通常の利用時間以外に幼稚園で保育を行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	10,335	10,147	9,760	9,439	9,149
②供給量(確保の方策)	10,335	10,147	9,760	9,439	9,149
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑧-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

保育認定を受けない子どもを利用希望に応じて、一時的に保育園や認定こども園で保育を行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	96	96	90	87	83
②供給量(確保の方策)	96	96	90	87	83
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑨延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育園、認定こども園等で保育を実施します。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	293	288	277	268	259
②供給量(確保の方策)	293	288	277	268	259
②-①=	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑩病児・病後児保育事業

事業概要

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施します。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	152	150	144	139	135
②供給量(確保の方策)	152	150	144	139	135
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

併せて、国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後児童クラブと放課後子供教室との一体的な活用を継続します。

対象年齢

小学校1年生～小学校6年生

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

放課後児童クラブ	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	451	519	541	585	604
②供給量(確保の方策)	451	519	541	585	604
②－①＝	0	0	0	0	0

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

放課後子供教室	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①量の見込み	340	391	407	440	454
②供給量(確保の方策)	490	490	490	490	490
②－①＝	150	99	83	50	36

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

放課後児童クラブ と放課後子供教室 の一体型利用	令和2年度 (2020年 度)	令和3年度 (2021年 度)	令和4年度 (2022年 度)	令和5年度 (2023年 度)	令和6年度 (2024年 度)
①量の見込み	174	200	208	225	232
②供給量(確保の方策)	490	490	490	490	490
②－①＝	316	290	282	265	258

※量の見込みについては、実績値に基づき推計しました。

■新・放課後子ども総合プラン」の推進■

全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室事業の実施等を盛り込む国の「新・放課後子ども総合プラン」に沿って、次のとおり放課後における児童の居場所の充実を図ります。

「新・放課後子ども総合プラン」の推進」

- ① 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策
教育委員会、放課後児童クラブの運営事業者や放課後子供教室の関係者が、活動プログラムの企画段階から連携して、学校施設等を活用した事業の開催等に取り組んでいきます。
- ② 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
教育委員会と学校とが連携し、小学校の教室の活用状況を把握し、可能な範囲で、余裕教室等の活用を図ります。
- ③ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
特別な配慮を必要とする児童が、放課後に安心して過ごすことができるように、環境の整備を図るとともに、学校・家庭と連携し適切な対応に努めます。
- ④ 放課後児童クラブの役割をさらに向上させるための方策
子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っていることを踏まえ、子どもの自主性・社会性の向上に努める育成を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用、日用品や文房具そのほかの教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等を助成します。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

資 料 編

神崎市子ども・子育て会議条例

神崎市子ども・子育て会議委員名簿

神崎市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として、神崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次の事項について調査審議する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 子育て会議は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者
- (2) 学識経験者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じた者

3 特別な事項を調査審議する必要があるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

神崎市子ども・子育て会議委員名簿

児童の福祉その他子どもに関係する事業に従事する者	保育園代表	中 島 美和子
	認定こども園代表	藤 戸 鉄 也
	小学校代表	實 松 清 之
	母子保健推進協議会代表	内 村 由利子
学識経験者	西九州大学教授	田 中 麻 里
子どもの保護者	保育園保護者代表	佐 藤 保 成
	小学校保護者代表	次郎丸 真 也
関係行政機関の職員	佐賀県保健師	原 かおる
	放課後児童クラブ	八 谷 真知子
	子育て支援センター	金 平 雅 子
	民生委員児童委員	廣 島 洋 子

第2期神崎市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：神崎市

〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町神崎410番地

TEL：0952-52-1111（代表） FAX：0952-52-1120

<https://www.city.kanzaki.saga.jp>
